

入札契約・工事管理等に関する改善と 今後の新たな取組みについて

令和 7 年 4 月

みち、ひと…未来へ。



令和7年度 主な変更内容



- P5、6 : 不調の発生状況
- P10、11、15 : 発注標準の変更
- P15 : 新たな等級区分の設定
- P17～31 : 工事の総合評価落札方式の変更
- P33～36 : 調査等の総合評価落札方式の変更
- P41 : 「業務管理・工事管理の手引き」の改定
- P45 : 調査等業務の単価契約の改定
- P64 : WTO対象の継続契約方式で求める経営事項評価点数
- P96、97 : 設計・計画WG等の実施、設計レベルの向上
- P112、113 : 工事等管理システム（4-C）の稼働
- P115 : 施工管理業務へのSIM入りPCの貸与
- P128 : BIM/CIM対象事務所の拡大

改善と今後の新たな取組み

入札契約・工事(業務)管理等に関する**改善・新たな取組み内容**は以下のとおりです。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み (P 3~P 69)

2. 積算基準の改善に向けた取組み (P 70~P 81)

3. 工事(業務)管理に関する改善の取組み (P 82~P115)

4. 生産性向上等に向けた取組み (P116~P156)

1 入札契約制度等の改善に向けた取組み



1.入札契約制度の改善に向けた取組み

■工事及び調査等業務の入札不調の発生状況

■更なる不調対策・契約制度の改善

■工事の総合評価落札方式

- (1) 総合評価落札方式の改定内容
- (2) 新たな分類
- (3) 施工実績確認型（設定例）
- (4) 施工能力評価型（設定例）
- (5) 施工計画提案型（設定例）

■調査等業務の総合評価落札方式

■施工管理業務の改善に関する取組み

1 入札契約制度等の改善に向けた取組み



1.入札契約制度の改善に向けた取組み

■ 多様な契約方式・落札者の選定の方針

■ 新たな入札契約方式・積算方式の導入

■ 入札契約方式の選定の考え方（案）

- (1) 「入札前価格見積方式」の導入
- (2) 「概略発注方式」の導入
- (3) 「技術選抜見積方式」の導入
- (4) 「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」の導入
- (5) 「継続契約方式」の導入
- (6) ≪調査等≫「設計業務（総合技術監理型）」の導入

■ 床版取替工事における共同企業体制度について

■ ≪調査等≫調査等における共同企業体の制度について

■ ≪調査等≫調査等業務の単価契約の改正

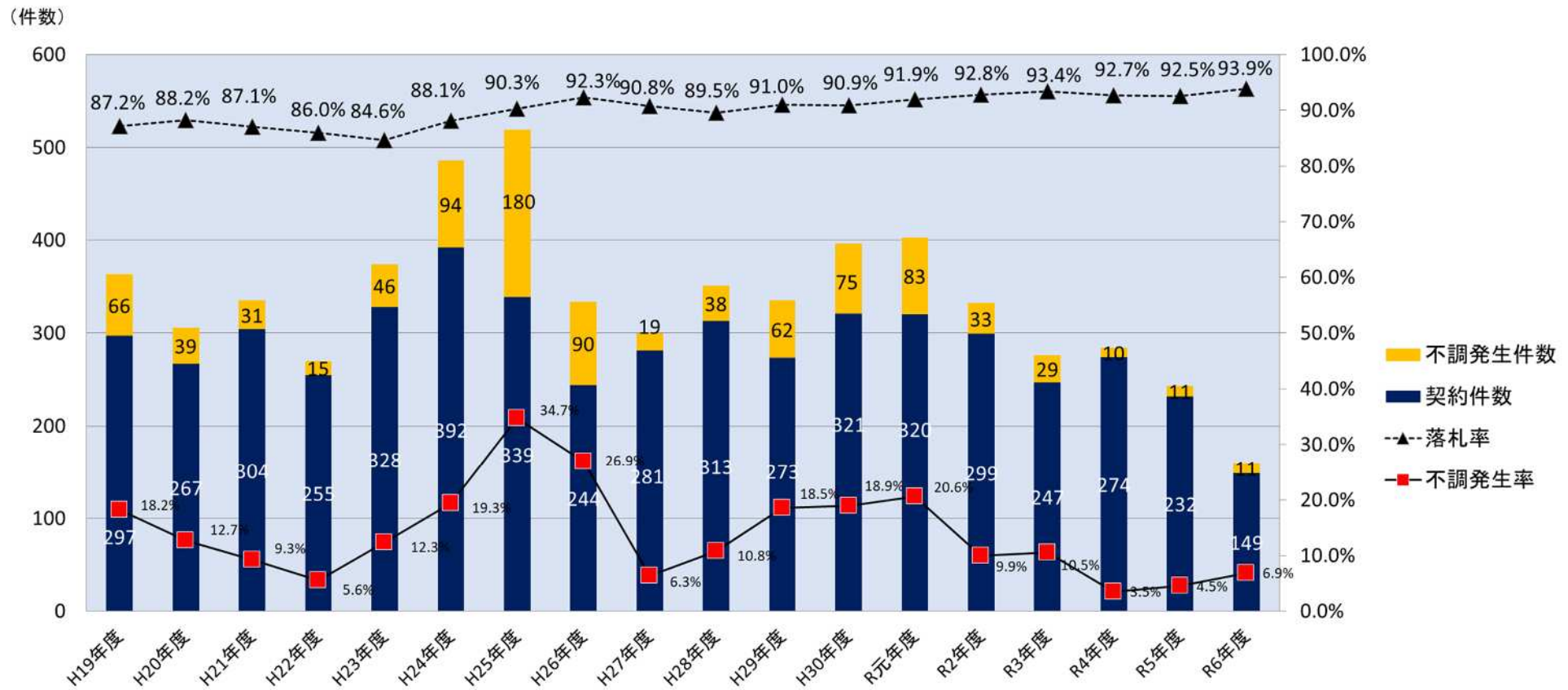
1 入札契約制度等の改善に向けた取組み



■ 工事の入札不調の発生状況

NEXCO西日本発注工事の不調発生率は、H25年度をピークに34.7%まで上昇していましたが、緊急的に不調対策を実施した結果、H26年度以降減少しました。

R6年度 (R7.2時点) では6.9%となり、僅かな上昇となっています。



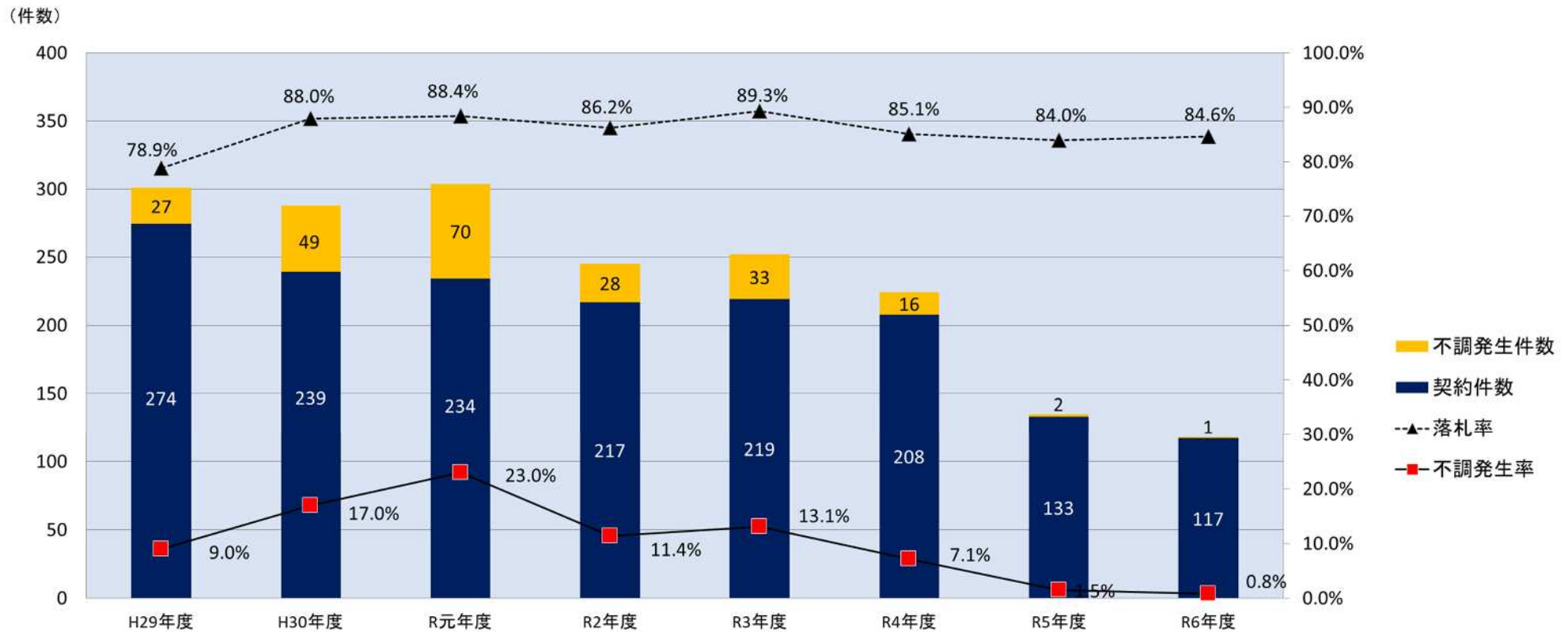
※ 随意契約を除く

1 入札契約制度等の改善に向けた取組み



■ 調査等業務の入札不調の発生状況

NEXCO西日本発注調査等業務の不調発生率は、R元年度に23.0%まで上昇していましたが、耐震補強設計業務及び施工管理業務等に関する不調対策を実施した結果、R3年度以降は減少傾向（R6年度（R7.1時点）では0.8%）となっています。



※ 随意契約を除く

1 入札契約制度等の改善に向けた取組み

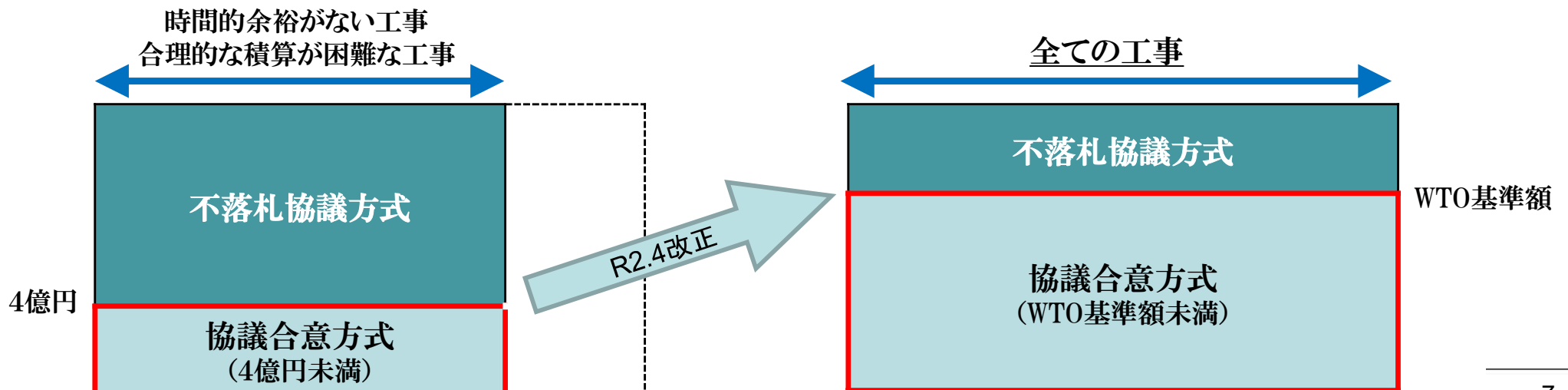
■更なる不調対策・契約制度の改善を実施します

①協議合意方式、不落札協議方式の適用を拡大します。(R2.4～)

再発注する時間的余裕がない場合や、再度の入札に付しても落札者がいないおそれが高い場合などは、WTO基準額未満の工事で協議合意方式を、WTO基準額以上の工事で不落札協議方式を付して発注いたします。(制度概要は次ページをご覧ください。)

●適用対象工事：全ての工事

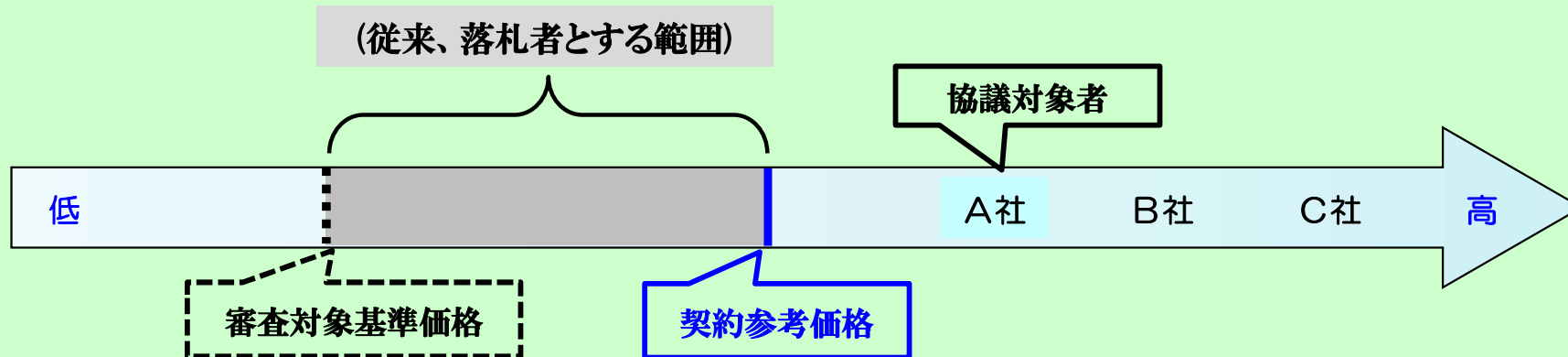
- ・本方式は、時間的余裕がない工事や合理的な積算が困難な工事について適用してきましたが、昨今の不調発生状況を鑑み、令和2年4月より、全ての工事に適用することとしました。
- ・協議合意方式の適用対象は、4億円未満の工事としてきましたが、令和2年4月より、WTO基準額未満の工事に拡大しました。
- ・これらにより、個々の現場状況に見合った金額での契約、手続き期間の短縮等の効果が期待されます。



1 入札契約制度等の改善に向けた取組み



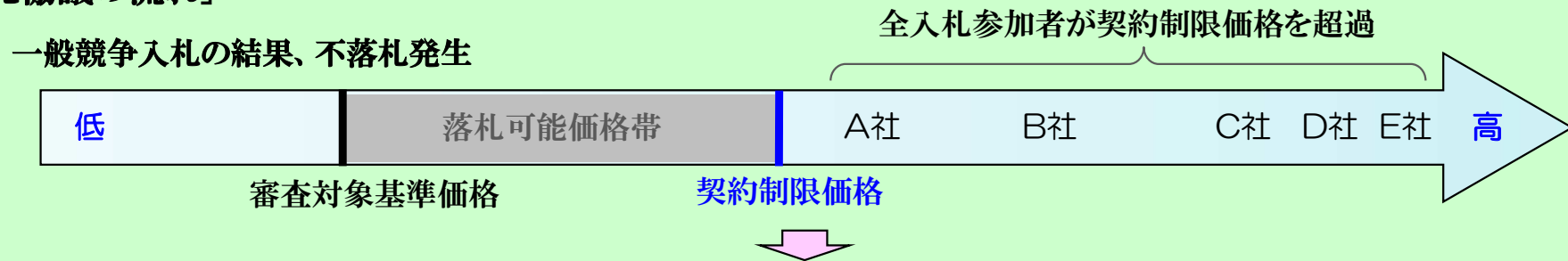
[協議合意方式の流れ]



(本制度においては、当社設計金額「契約制限価格」を「契約参考価格」とします)

最低入札金額が当社設計金額を上回った場合でも、価格競争入札では最低入札金額の入札者(総合評価落札方式では評価が有利であった者)を協議対象者として協議し、当社設計金額を上回ることの合理性及び妥当性を審査のうえ当該入札者と契約できる制度です。

[不落札協議の流れ]



入札額の低い順に3社(A社B社C社)程度と技術的協議

※ 場合によっては、当社設計額(契約制限価格)の見直し

協議後、全入札参加者による見積競争

1 入札契約制度等の改善に向けた取組み

②発注見通し公表の情報量を充実化します。(R2.4～)

工事、調査等の発注見通しの公表における情報の充実化を図り、入札参加者が技術者の配置計画や労務・資材の手配計画をより円滑に立案できるよう努めます。

- ・工事概要の充実 → 発注予定案件の内容をより詳細に掲載
- ・発注規模の掲載 → 発注規模(概算金額)を掲載
- ・公表対象範囲の拡大 → 10月公表時に翌年度上半期分の情報を追加公表
- ・建設、耐震、特定更新等事業の中期(R4年度～R6年度)事業見通しを公表 (R3.4～)
- ・発注規模の掲載内容の拡大 → より詳細な発注規模(概算金額)を掲載(R6.4～)

③指名併用を拡大します。(H29.10～)

入札不調となった工事及び類似の工事(WTO基準額未満)については、指名併用を適用することがあります。

④不調が想定される工事に限り、要件緩和を実施します。(H29.10～)

不調が想定される工事に限り、以下の緩和を検討します。

- ・工事等競争参加資格における等級(A、B・・・)の拡大又は全等級を求めるなど
- ・公募に付する工事の地理的条件を設定しないなどの拡大
- ・同種工事の施工実績の緩和などの拡大

2 入札不調の改善に向けた取組み

⑤配置予定技術者に求める競争参加資格を緩和します。(R1.5～)

《WTO基準額未満の工事》

品質向上に資する目的で、主任(監理)技術者に1級〇〇施工管理技士等の国家資格の保有を競争参加資格要件として標準設定していましたが、WTO基準額未満の工事においては、設定しないことを標準とします。ただし、建設業法等における主任(監理)技術者に必要な資格については、規定の範囲内において技術者を配置する必要があります。

⑥配置予定技術者に同種工事の実績を求めません。(R1.5～)

《7⇒8億円未満の工事》(R7.4～金額見直し)

通常、配置予定技術者に同種工事の実績を求めており、入札参加の申請時に資料の提出を求めています。これを、**8億円未満の工事**においては、同種工事の実績を求めないことを標準としますので、契約後の人選が可能です。

⑦配置予定技術者の同種工事の実績は契約後に確認します。(R1.5～)

《7⇒8億円以上WTO基準額未満の工事》(R7.4～金額見直し)

8億円以上WTO基準額未満の工事については、同種工事の実績は求めるものの、入札参加の申請時には確認を行わず、契約後に実績を確認することとします(**8億円未満**同様に契約後の人選が可能)。

1 入札契約制度等の改善に向けた取組み

⑧配置予定技術者の同種工事の実績及び資格は契約後に確認します。(R5.4～) 《WTO基準額以上の工事》

WTO基準額以上の工事については、同種工事の実績は求めるものの、入札参加の申請時には確認を行わず、契約後に実績を確認することとします。(WTO基準額未満と同様に契約後の人選が可能)。

⑨入札参加者に求める競争参加資格を緩和します。(R1.5～) 《7⇒8億円未満の工事》(R7.4～金額見直し)

通常、企業に求める同種工事の実績は、元請としての施工実績を評価しています。これを、**8億円未満の工事**については、一次下請としての実績も施工実績として認めることを標準とします。

⑩交通規制、交通保安要員等に入札前価格見積方式等を適用します。 (H29.10～)

交通規制、交通保安要員などについては、積算額と実勢とに乖離が確認されましたので、入札前価格見積方式を活用するなど、適切な積算に努めます。

⑪入札前価格見積方式で徴収した見積りに基づき算出した単価を公表します。 (R2.4～)

入札参加者から徴収した見積りに基づき算定を行った積算単価を、見積り徴収した参加者に限り書面で通知します(土木系工事に限る)。R5.10から建築工事、電気工事、管工事及び道路保全施設工事を追加。R6.7以降は、通信工事を追加。

1 入札契約制度等の改善に向けた取組み

⑫耐震補強工事及び盛土補強工事に新たな点在積算を試行導入します。 (H30.4～) (R4.7～)

当社では、耐震補強工事及び盛土補強工事(R1.7追加)に限り、平成30年4月より点在積算の手法を試行導入しておりました。

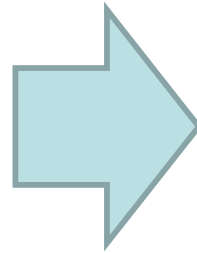
今回、これまでの試行状況を踏まえ、積算の煩雑さの軽減を目的とし、『新たな点在積算』の手法(新点在積算)を試行導入し、適切な積算に努めます。

■新点在積算の概要

- 点在とは施工地域が1km以上離れている状況をいいます。
- 工事費算出に必要な施工規模等の条件は、点在箇所ごとに設定します。
- 労務費、材料費等は、一発注工事として設定いたします。
- 共通仮設費、現場管理費は、点在箇所ごとに算定し合計した額を記載します。
- 一般管理費等は、点在を前提としない通常の積算で算出します。
- 施工箇所ごとに分割できない項目は、代表の施工箇所に計上します。
- 業務委託料は、代表の施工箇所に計上します。

詳細は、入札説明書等に記載しておりますので、ご確認ください。

1 入札契約制度等の改善に向けた取組み



《更なる耐震補強工事の施工例(支承取替)》

《留意事項》

- 新単価(ケースB)は、他の地域に類似の既契約単価がある場合、当該単価設定時の単価(当該単価の落札率考慮)を使用します。
- 新単価(ケースA)に使う落札率は、当該地区の諸経費対象額の落札率とします。
- 設計変更時の諸経費は、点在箇所ごとに各定数(r,r',c,c'...など)を算出し、点在箇所ごとに諸経費の計算を行います。
- 当初契約から一部の地域で工事変更(数量変更のみを含む)があった場合、すべての地域で諸経費の変更を実施します。

《設計書イメージ》

番号	項目	数量	単位	単価	金額
A地区					
1	コンクリート	100	m ³		
2	型枠	10	m ²		
3	計				
4	諸経費	1	式		
B地区					
5	コンクリート	200	m ³		
6	型枠	50	m ²		
7	計				
8	諸経費	1	式		
9	小計				
10	消費税				
11	合計				

詳細は、入札説明書等に記載しておりますので、ご確認ください。

1 入札契約制度等の改善に向けた取組み



⑬入札等に係る期限日について、ゆとりある期間を確保します。(R6.4～)

競争参加資格等確認申請書、技術提案書、入札前価格見積書及び入札書の提出期限について、連休等に重なることで受発注者における働き方改革推進の妨げになるため、年末年始、ゴールデンウィーク、盆、年末年始、3連休などの前後を、締め切りとして設定しないことを標準とします。

入札に対する質問等で、回答時期により見積期間が短くなることがあったため、入札書提出期限は、質問に対する最終回答期限の翌日から起算して10日以降(従前は3日以降)となるよう手続き期間を設定します。

また、入札前価格見積の決定単価についても、入札書提出期限日前から10営業日以上(従前は7営業日以上)前までに通知するよう設定します。

1 入札契約制度等の改善に向けた取組み



⑭発注標準の金額を見直します。(R7.4～)

⑮新たに「土木補修工事」に等級区分を設定します。(R7.4～)

近年の急激な物価上昇及び公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)における地域建設業等の維持に向けた環境整備への対応として、令和7年4月以降に公告する工事における発注標準を以下のとおり見直します。

※工事有資格者の数が少数、工事が特別の技術又は高度の施工能力が必要等のときは他の等級を求める場合があります。

	土木工事	土木補修	舗装工事 (新設)	舗装工事 (維持改良)	PC橋上部工事 鋼橋上部工事	橋梁補修改築工事	建築工事	電気工事	通信工事	【製造メーカー工事】 TN非常用設備、受配 電設備、遠方監視制御 設備、伝送交換設備、 交通情報設備、無線設 備、TN換気設備、機械 設備工事	【左記以外】 管、塗装、造園、道路付 属物、道路保全土木、 道路保全施設工事
100億	Ns NN NNN	Ns NN NNN	Ns NN NNN	Ns NN NNN	Ns NN NNN	Ns NN NNN	Ns NN NNN	Ns NN NNN	Ns NN NNN	Ns	Ns NN NNN
50億	N NN	N NN	N NN	N NN	N NN	N NN	N NN	N NN	N NN	N	N NN
WTO	A AB	A AB	A	A	A	2 者 の 競 争 参 加 有 資 格 者 に よ る 特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体	A	A	A	等 級 区 分 な し	等 級 区 分 な し
13億⇒15億	A AB AC	A B	A AB	A AB	A		A AB	A AB	A AB		
10億⇒11億	A B AC BC		A B	A B	A B		B	B	A B		
7億⇒8億	B BC	A B	A B	A B	A B		B	B	A B		
4億⇒5億	B C		B	B	B		B C	B C	B		
2億⇒3億	C	B	B	B	B	C	C	B			
1億⇒1.5億			B	B	B						
0.3億⇒0.5億											
250万											

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

工事の総合評価落札方式の改定について

工種によって、価格評価点算出の基となる価格評価基準額の設定方法が、異なります。

区分	土木工事系工種	区分	機器設置系工種 ※2
工種	土木、土木補修、舗装、PC橋上部工、鋼橋上部工、橋梁補修改築工、建築、電気、通信、管、塗装、造園、道路附属物工、道路保全土木、道路保全施設	工種	トンネル非常用設備、受配電設備、遠方監視制御設備、伝送交換設備、交通情報設備、無線設備、トンネル換気設備、機械設備
価格評価基準額	審査対象基準価格※1を価格評価基準額とします。	価格評価基準額	審査対象基準価格を価格評価基準額とするが、審査対象基準価格を下回る入札者がある場合、開札時において最低の入札額を価格評価基準額とします。
イメージ	<p>価格評価点</p> <p>X0</p> <p>X0: 価格評価基準額(≦審査対象基準価格)入札率換算</p> <p>落札率</p>	<p>最低入札率が審査対象基準価格の入札率より低い場合、頂点は最低入札額により変動(開札時点の最低入札額で決定)</p> <p>価格評価点</p> <p>X0</p> <p>X0: 価格評価基準額(≦審査対象基準価格)入札率換算</p> <p>落札率</p>	

※1 審査対象基準価格について

低入札調査を実施する基準額を審査対象基準価格といいます。この価格未満の入札者が、落札予定者となる場合、低入札調査を実施します。この額は、価格評価基準額と算出方法は同一です。但し、「土木工事系工種で価格落札方式を適用し、審査対象基準価格以上契約制限価格以下に入札を行った者がいる場合は、低入札調査は行いません。

※2 機器設置系工種では、入札参加者の入札額と審査対象基準価格のうちどちらか低い方を価格評価基準額としていることから、価格評価基準額は変動することとしています。

工事の総合評価落札方式の改定について

(1) 工事の総合評価落札方式の主な改定内容 (下記はR7.7以降の公告工事に適用)

- 優良工事表彰の対象を拡大
NEXCO3会社、国交省及び厚労省に加え、都道府県が発注した同一工種工事の表彰も評価します。
(都道府県の部長以上の表彰)
- 安全管理に関する資格の一部を廃止
COHSMS、OHSAS、OSHMSまたはISO45001のうち、ISOへ移行となった「OHSAS」の評価を廃止した。
(OHSAS以外は継続して評価)
- 企業としての就労環境整備への取組みの一部を評価に追加
くるみん及びプラチナくるみんに加え、トライくるみんの取得においても評価します。
- 地域貢献度の評価内容を見直し
「事業継続力(BCP)認定」の取得の有無について、評価項目に新たに設定しました。
(これに伴い、「災害協定」の評価を廃止)
- 地域に関する評価項目を設定必須へ見直し
地域企業の維持に向けた環境整備を目的に、地域に関する評価項目(地域精通度・地域貢献度)をすべて設定必須項目としました。
- 技術評価点の設定を見直し
施工計画提案型(WT0基準額以上)における技術評価点の標準設定を見直しました。(17点→34点)
- 施工計画提案型における技術提案書の提出枚数を見直し
技術提案書はA4(片面)合計6枚程度までとし、補足資料は設けないこととしました。
※従前(最大):技術提案書A4(片面)合計18枚、補足資料A3(片面)合計5枚

追加した評価項目の評価方法例について次頁のとおりです。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

工事の総合評価落札方式の改定について

(1) 工事の総合評価落札方式の主な改定内容(評価方法例)

<優良工事表彰について【企業の施工能力】(R7.7~)>

NEXCO西日本、中日本、東日本、国土交通省又は都道府県が発注した、同一工種工事の表彰並びに、厚生労働省による同一工種工事の表彰の実績の有無について評価します。

NEXCO西日本の会長・社長・本部長表彰実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)
NEXCO西日本の支社長表彰又は厚生労働省優良事業場安全表彰(優良賞・奨励賞)実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)
NEXCO中日本・東日本の支社長以上、国土交通省の局長以上又は都道府県の部長以上の表彰実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)

▶複数回の表彰実績があれば、それぞれ加点累計するが、同一年度に複数回の表彰実績がある場合は、評価が最大のものを加点対象とします。

▶過去3年間(入札公告日の前年度から起算した過去3年間及び今年度の入札公告日まで)の表彰とします。(表彰状等の日付で評価します)

▶評価の対象は、本工事と同一工種の工事における表彰とします。(同一工種は、本工事の主たる工事内容と同一又は類似かを判断します。)

▶共同企業体での申請の場合、いずれかの構成員が表彰されていればよい。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

工事の総合評価落札方式の改定について

(1) 工事の総合評価落札方式の主な改定内容(評価方法例)

<就労環境整備の取組みについて【働き方改革への取組み】(R7.7~)>

トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし又はユースエールの取得の有無について評価します。

トライくるみん	認証を取得している ・ 取得していない
くるみん	認証を取得している ・ 取得していない
プラチナくるみん	認証を取得している ・ 取得していない
えるぼしの1段階目	認証を取得している ・ 取得していない
えるぼしの2段階目	認証を取得している ・ 取得していない
えるぼしの3段階目	認証を取得している ・ 取得していない
プラチナえるぼし	認証を取得している ・ 取得していない
ユースエール	認証を取得している ・ 取得していない

- ▶本店あるいは本社機能を有する事業主が資格を有していれば評価します。
- ▶競争参加申請書提出日の時点で有効であるものとします。
- ▶複数の認証を有する場合は、配点が上位のもので評価します。(累計評価はしません)
- ▶共同企業体での申請の場合、いずれかの構成員が認証を取得していればよい。

工事の総合評価落札方式の改定について

(1) 工事の総合評価落札方式の主な改定内容(評価方法例)

<事業継続力(BCP)認定の有無について【地域貢献度】(R7.7~)>

企業の事業継続力(BCP)認定の有無について評価します。

内 容	認定の有無
事業継続力(BCP)認定 (○をつける)	認定を取得している ・ 取得していない

- ▶認定とは、中小企業庁が定める地方経済産業局長による認定をいいます。
- ▶競争参加申請書提出日の時点で有効であるものとします。
- ▶共同企業体での申請の場合、いずれかの構成員が認定を取得していればよい。
- ▶認定が取り消された資料を提出した場合、入札の無効や入札参加資格停止要領に基づく入札参加資格停止措置を行うことがあるため、十分に確認してください。

工事の総合評価落札方式の改定について

(1) 工事の総合評価落札方式のこれまでの主な改定内容

- CCUS(建設キャリアアップシステム)の活用を評価【施工体制】(R6.7～)
当該工事に係るCCUSへの事業者、技能者等の登録状況进行评估します。
- 建設シニアの活用及び若手技術者の配置を評価【働き方改革への取組み】(R6.7～)
60歳以上の現場代理人及び45歳以下の監理(主任)技術者の配置进行评估します。
※45歳以下の監理(主任)技術者を配置する場合、評価項目「若手・女性技術者の配置」での若手技術者と同一人物である場合、重複評価しない。
- 現場業務の支援を評価【働き方改革への取組み】(R6.7～)
現場事務所への書類作成作業の支援(本店・支店社員、派遣社員等)进行评估します。
- 勤務間インターバル制度の導入を評価【働き方改革への取組み】(R6.7～)
企業の就業規則等への9時間以上の勤務間インターバル制度の導入进行评估します。
- カーボンニュートラルの取組みを評価【社会貢献度】(R6.7～)
建設現場におけるカーボンニュートラルの取組み进行评估します。

工事の総合評価落札方式の改定について

(1) 工事の総合評価落札方式のこれまでの主な改定内容

- 入札参加資格停止措置の有無を評価(R5.4～)
工事中事故等により入札参加資格停止措置となった者は、不利となるよう設定します。
- 総合評価落札方式の「施工実績確認型」及び「施工能力評価型」において、記述式評価項目※)を廃止(過去の見直しを含む)し、全ての評価項目を事実確認のみの簡易な項目としました。(R2.4)
※)環境への取組み、社会貢献への取組み、若手育成への取組み等、具体的な記載が必要な項目
- 総合評価落札方式のうち、最も簡易なタイプである「施工実績確認型」の適用範囲について、契約制限価格が概ね1～4億円から1～**8**億円まで拡大(R1.5) **(R7.4)**
- 下記評価項目を廃止(R1.5)
配置予定技術者、環境への取組み、社会貢献への取組み、契約後VEにつながる基本的な考え方
- 企業としての就労環境整備への取組みを評価(H30.7, R3.4)
くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし又はユースエールを取得する者を優位に評価します。

工事の総合評価落札方式の改定について

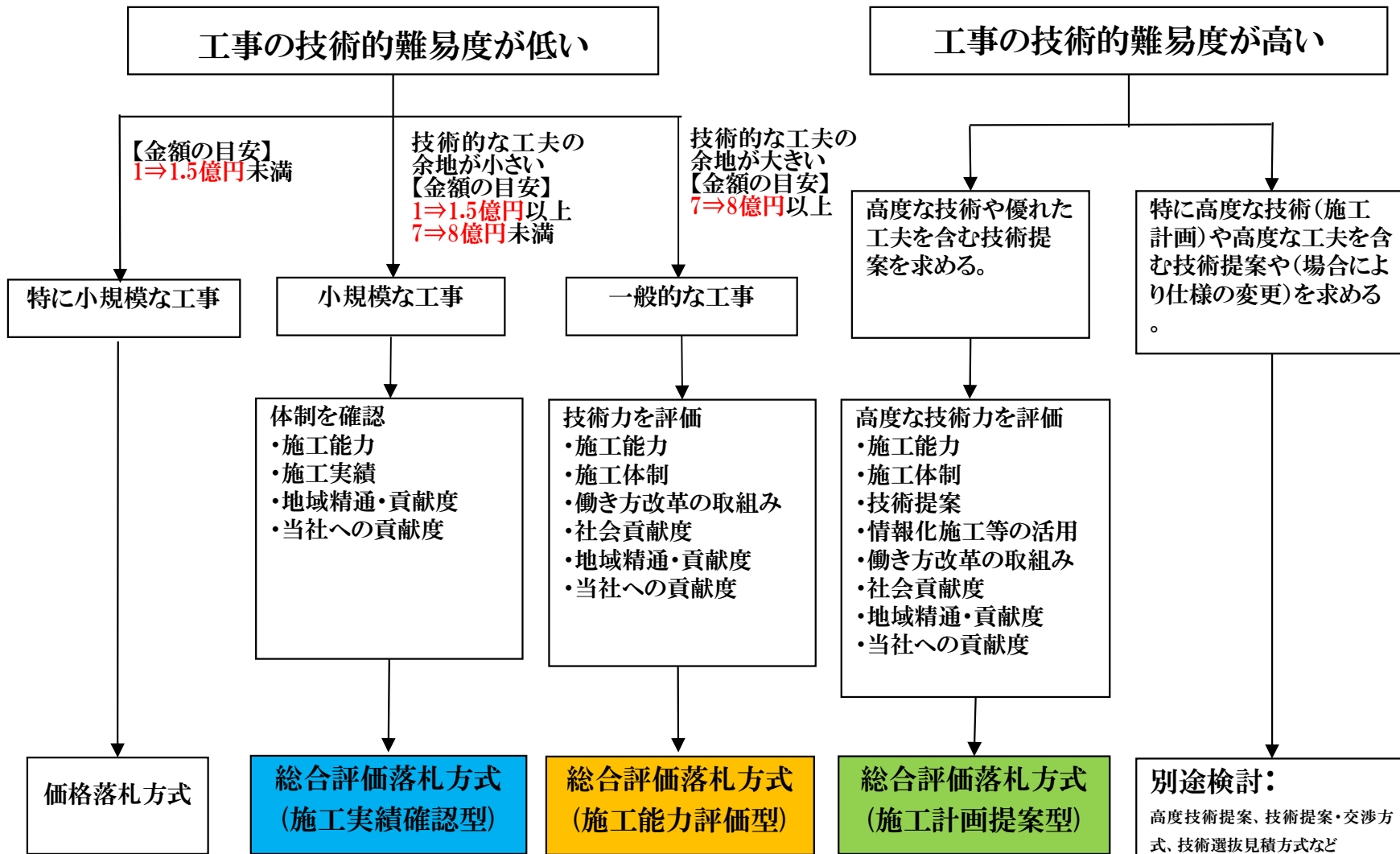
(1) 工事の総合評価落札方式のこれまでの主な改定内容

- 登録基幹技術者等の配置を評価(H30.7, R4.4)
登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰(建設マスター)又は現代の名工を配置する者を優位に評価します。
- 社会的影響のある工事中事故の有無を評価(H30.5)
社会的影響のある工事中事故を起こしている者は、著しく不利となるよう設定します。
- 情報化施工(ICT土工、CIM、MC・MG、生産性向上技術)について評価項目に設定(H29.4～)

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

工事の総合評価落札方式の改定について

(2) 工事の総合評価落札方式における新たな分類(標準)



※R7.4～目安の金額を変更しました。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

工事の総合評価落札方式の改定について

(3) 施工実績確認型について(設定例)

工事の技術的難易度が低く、技術的な工夫の余地が小さい小規模な工事(概ね1~7⇒8億円程度)では、評価項目を5題程度・技術評価点を3点に限定し、簡素化を図ります。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	満点	
① 企業の基礎的な技術力	企業の施工能力 工事成績評定 (NEXCO東・中・西日本又はその他公的機関が発注した同種工事の過去5年間の施工実績(任意の1工事))※1	85点以上	1.0 (0.8)	/1.5	
		80点以上85点未満	0.6 (0.4)		
		75点以上80点未満	0.2 (0.1)		
		75点未満又は実績なし	0		
	施工体制	品質管理・環境マネジメントシステムの取り組み状況	ISO9001、ISO14001のいずれかの外部認証がある(JVの場合はいずれかの構成員) 上記以外	0.5 0	
② 企業の信頼性・社会性	地域精通度	緊急時の施工体制	工事場所と同一県内に本店有り 上記以外	0.5 0	/1.5
	地域貢献度	事業継続力(BCP)認定の有無	事業継続力(BCP)認定を取得している(JVの場合はいずれかの構成員) 上記以外	0.5 0	
	NEXCO西日本 貢献度	災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績	過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績があり、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力する。(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5	
			過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績はないが、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合には協力する。(JVの場合はいずれかの構成員)	0.3	
			当該工事契約中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力するか否かはわからない。	0	
	小計				

※1その他公的機関とは、NEXCO東・中・西日本以外で、コリンズにおいて発注機関として入力が可能とされている機関をいい、括弧書きの配点で評価。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

工事の総合評価落札方式の改定について

(4) 施工能力評価型について(設定例)

[1/2]

工事の技術的難易度が低く、技術的な工夫の余地が大きい一般的な工事(概ね7⇒8億円以上)では、記述式を設定しない選択方式のみの評価項目とし、簡素化を図ります。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	満点		
① 企業の 基礎的な 技術力	工事成績評定(NEXCO西日本が発注した工事種別:●●工事)における過去5年間の平均(JVの場合は構成員全体の平均)	85点以上	3.0	/5.0		
		80点以上85点未満	2.0			
		75点以上80点未満	1.0			
		75点未満又は実績なし	0			
	優良工事表彰(過去3年間の同一工種における表彰実績)※評価点は累積(最大1点)	NEXCO西日本の会長・社長・本部長表彰実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0			
		NEXCO西日本の支社長表彰又は厚生労働省優良事業場安全表彰(優良賞・奨励賞)実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5			
		NEXCO中日本・東日本の支社長以上、国土交通省の局長以上又は都道府県の部長以上の表彰実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)	0.25			
		上記以外又は表彰実績なし	0			
	安全管理に関すること	COHSMS、OSHMS、又はISO45001を取得している(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0			
		上記以外	0			
	工事中事故に関すること(NEXCO西日本が発注した工事における入札公告日から過去2年間の事故の有無)	NEXCO西日本において社会的影響のある工事中事故等がある(JVの場合はいずれかの構成員)	-3.0			
	入札参加資格停止に関すること	競争参加資格確認申請書提出期限が入札参加資格停止期間満了後の減点対象期間に含まれる(JVの場合はいずれかの構成員)	-0.5			
	施工 体制	登録基幹技能者等の配置	本工事に関連のある職種の登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰(建設マスター)又は現代の名工を配置する		0.5	/2.0
			上記以外		0	
若手(35歳以下)又は女性技術者(年齢問わず)の配置		若手(35歳以下)又は女性技術者を2名以上配置あり(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0			
		若手(35歳以下)又は女性技術者を1名配置あり(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5			
		上記以外	0			
CCUS(建設キャリアアップシステム)の活用		平均登録事業者率及び平均登録技能者率90%以上、平均就業履歴蓄積率50%以上	0.5			
		平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上、平均就業履歴蓄積率50%以上	0.25			
	上記以外	0				

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

工事の総合評価落札方式の改定について

(4) 施工能力評価型について(設定例)

[2/2]

評価項目	評価内容	評価基準	配点	満点	
② 企業の信頼性・社会性	働き方改革への取組み	プラチナえるぼしを取得している(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0	/2.5	
		えるぼしの3段階目を取得している(JVの場合はいずれかの構成員)	0.75		
		えるぼしの2段階目、プラチナくるみん又はユースエールを取得している(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5		
		えるぼしの1段階目、くるみん又は トライくるみん を取得している(JVの場合はいずれかの構成員)	0.25		
		上記以外	0.0		
		建設シニアの活用及び若手技術者の配置(JVの場合はいずれかの構成員)	60歳以上の現場代理人かつ45歳以下の監理(主任)技術者の配置(JVの場合はいずれかの構成員)		0.5
			60歳以上の現場代理人の配置(JVの場合はいずれかの構成員)		0.25
			上記以外		0.0
		現場業務の支援(JVの場合はいずれかの構成員)	現場業務の支援者を配置する(JVの場合はいずれかの構成員)		0.5
			上記以外		0.0
	勤務間インターバル制度の導入(JVの場合はいずれかの構成員)	9時間以上の勤務間インターバル制度を導入している(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5		
		上記以外	0.0		
	社会貢献度	障がい者雇用の取組み	障がい者雇用が法定雇用率を満たす者(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0	/1.5
			上記以外	0	
		カーボンニュートラルの取組み(JVの場合はいずれかの構成員)	温室効果ガス排出量削減のための取組みが3項目以上有り(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5	
			温室効果ガス排出量削減のための取組みが2項目有り(JVの場合はいずれかの構成員)	0.25	
	地域精通度	緊急時の施工体制	工事場所と同一県内に本店有り(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5	/1.5
			上記以外	0	
近隣地域での施工実績(過去10年間)		工事場所と同一県内において道路工事の実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0		
		工事場所と同一県内においてその他の土木工事の実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5		
地域貢献度	事業継続力(BCP)認定の有無	事業継続力(BCP)認定を取得している(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5	/2.5	
		上記以外	0		
	建設資材の購入予定	対象建設資材の県内地産品の購入予定75%(金額比)以上	1.0		
		対象建設資材の県内地産品の購入予定50%以上75%未満	0.5		
		対象建設資材の県内地産品の購入予定50%未満	0		
	下請負人の使用予定	一次下請工事全体に占める施工県内企業50%(金額比)以上	1.0		
一次下請工事全体に占める施工県内企業25%以上50%未満		0.5			
一次下請工事全体に占める施工県内企業25%未満		0			
NEXCO西日本貢献度	災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績	過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績があり、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力する。(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0	/1.0	
		過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績はないが、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合には協力する。(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5		
		当該工事契約中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力するか否かはわからない。	0		
合計				16	

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

工事の総合評価落札方式の改定について

(5) 施工計画提案型について(①WTO基準額未満の工事における設定例) [1/3]

工事の技術的難易度が高い場合は、高度な技術提案の記述式の提案を求めます。なお、特に高度な技術の場合は、技術提案交渉方式など工事に応じて検討します。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	満点		
① 企業の 基礎的な 技術力	工事成績評定(NEXCO西日本が発注した工事種別:●●工事)における過去5年間の平均(JVの場合は構成員全体の平均)	85点以上	4.0	/7.0		
		80点以上85点未満	2.5			
		75点以上80点未満	1.0			
		75点未満又は実績なし	0			
	優良工事表彰(過去3年間の同一工種における表彰実績)※評価点は累積(最大2点)	NEXCO西日本の会長・社長・本部長表彰実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)	2.0			
		NEXCO西日本の支社長表彰又は厚生労働省優良事業場安全表彰(優良賞・奨励賞)実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0			
		NEXCO中日本・東日本の支社長以上、国土交通省の局長以上又は都道府県の部長以上の表彰実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5			
		上記以外又は表彰実績なし	0			
	安全管理に関すること	COHSMS、OSHMS、又はISO45001を取得している(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0			
		上記以外	0			
	工事中事故に関すること(NEXCO西日本が発注した工事における入札公告日から過去2年間の事故の有無)	NEXCO西日本において社会的影響のある工事中事故等が有る(JVの場合はいずれかの構成員)	-3.0			
	入札参加資格停止に関すること	競争参加資格確認申請書提出期限が入札参加資格停止期間満了後の減点対象期間に含まれる(JVの場合はいずれかの構成員)	-0.5			
	施工 体制	登録基幹技能者等の配置	本工事に関連のある職種の登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰(建設マスター)又は現代の名工を配置する		0.5	/2.0
			上記以外		0	
若手(35歳以下)又は女性技術者(年齢問わず)の配置		若手(35歳以下)又は女性技術者を2名以上配置あり(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0			
		若手(35歳以下)又は女性技術者を1名配置あり(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5			
CCUS(建設キャリアアップシステム)の活用		上記以外	0			
		平均登録事業者率及び平均登録技能者率90%以上、平均就業履歴蓄積率50%以上	0.5			
	平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上、平均就業履歴蓄積率50%以上	0.25				
	上記以外	0				

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

工事の総合評価落札方式の改定について

(5) 施工計画提案型について(①WTO基準額未満の工事における設定例) [2/3]

評価項目	評価内容	評価基準	配点	満点	
② 企業の 高度な 技術力	技術力 ※	技術提案	性能強度、社会要請(環境・安全対策等)、施工計画 など工事特性に応じて設定	10-14	/10-14
		MC(マシンコントロール)、 MG(マシンガイダンス)の使用実績	過去にMC又はMGを活用した施工実績がある(JVの場合はいずれかの構成員)	1	/0-4
			上記以外	0	
		CIM又は3DCADの活用	施工に際して、工事範囲の全部又は一部にCIM又は3DCADを活用する	1	
			上記以外	0	
		ICT土工の活用	施工に際して、工事範囲の全部又は一部にICT土工を活用する	1	
			上記以外	0	
		生産性向上技術の活用	施工に際して、工事範囲の全部又は一部に生産性向上(省力化)に繋がる技術を活用する	1	
			上記以外	0	

※「ICT土工の活用」についての技術提案は、契約後に施工計画等の条件が確定した段階で、新単価等の手続きを行うものとします。
したがって、当初入札価格には、これらの施工費は含めないものとします。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

工事の総合評価落札方式の改定について

(5) 施工計画提案型について(①WTO基準額未満の工事における設定例) [3/3]

評価項目	評価内容	評価基準	配点	満点	
③ 企業の信頼性・社会性	働き方改革への取組み	プラチナえるぼしを取得している(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0	/0-4	
		えるぼしの3段階目を取得している(JVの場合はいずれかの構成員)	0.75		
		えるぼしの2段階目、プラチナくるみん又はユースエールを取得している(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5		
		えるぼしの1段階目、くるみん又はトライくるみんを取得している(JVの場合はいずれかの構成員)	0.25		
		上記以外	0		
		建設シニアの活用及び若手技術者の配置(JVの場合はいずれかの構成員)	60歳以上の現場代理人かつ45歳以下の監理(主任)技術者の配置(JVの場合はいずれかの構成員)		0.5
			60歳以上の現場代理人の配置(JVの場合はいずれかの構成員)		0.25
		現場業務の支援(JVの場合はいずれかの構成員)	現場業務の支援者を配置する(JVの場合はいずれかの構成員)		0.5
			上記以外		0.0
		勤務間インターバル制度の導入(JVの場合はいずれかの構成員)	9時間以上の勤務間インターバル制度を導入している(JVの場合はいずれかの構成員)		0.5
	上記以外		0.0		
	社会貢献度	障がい者雇用の取組み	障がい者雇用が法定雇用率を満たす者(JVの場合はいずれかの構成員)		1.0
			上記以外		0
		カーボンニュートラルの取組み(JVの場合はいずれかの構成員)	温室効果ガス排出量削減のための取組みが3項目以上有り(JVの場合はいずれかの構成員)		0.5
			温室効果ガス排出量削減のための取組みが2項目有り(JVの場合はいずれかの構成員)		0.25
	地域精通度	緊急時の施工体制	工事場所と同一県内に本店有り(JVの場合はいずれかの構成員)		0.5
			上記以外		0
		近隣地域での施工実績(過去10年間)	工事場所と同一県内において道路工事の実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)		1.0
			工事場所と同一県内においてその他の土木工事の実績あり(JVの場合はいずれかの構成員)		0.5
	地域貢献度	事業継続力(BCP)認定の有無	事業継続力(BCP)認定を取得している(JVの場合はいずれかの構成員)		0.5
上記以外			0		
建設資材の購入予定		対象建設資材の県内地産品の購入予定75%(金額比)以上	0.5		
		対象建設資材の県内地産品の購入予定50%以上75%未満	0.25		
下請負人の使用予定		対象建設資材の県内地産品の購入予定50%未満	0		
		一次下請工事全体に占める施工県内企業50%(金額比)以上	0.5		
NEXCO西日本貢献度	災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績	過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績があり、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力する。(JVの場合はいずれかの構成員)	1.0		
		過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績はないが、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合には協力する。(JVの場合はいずれかの構成員)	0.5		
		当該工事契約中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力するか否かはわからない。	0		
小計				24	
付加点		①技術評価点1位が2者以上の場合の場合、最も優位な入札者に対して付与する点数 ②技術評価点1位の者が1者でかつ技術評価点1位の者と2位の者との技術評価点差が0.5点未満の場合、技術評価点1位の者に付与する点数		0.5 0.01 ~ 0.49	
合計				24.5 または 24.01 ~24.49	

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

工事の総合評価落札方式の改定について

(5) 施工計画提案型について(①WTO基準額以上の工事における設定例)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	満点	
①企業の基礎的な技術力	企業の施工能力	工事中事故に関する事(NEXCO西日本が発注した工事における入札公告日から過去2年間の事故の有無)	NEXCO西日本において社会的影響のある工事中事故等がある(JVの場合はいずれかの構成員)	-3	/0
		入札参加資格停止に関する事	競争参加資格確認申請書提出期限が入札参加資格停止期間満了後の減点対象期間に含まれる(JVの場合はいずれかの構成員)	-0.5	
②企業の高度な技術力	技術力 ※	技術提案	性能強度、社会要請(環境・安全対策等)、施工計画 など工事特性に応じて設定	31~34	/31~34
		MC(マシンコントロール)、MG(マシンガイダンス)の使用実績	過去にMC又はMGを活用した施工実績がある(JVの場合はいずれかの構成員)	1	
			上記以外	0	
		CIM又は3DCADの活用	施工に際して、工事範囲の全部又は一部にCIM又は3DCADを活用する	1	
			上記以外	0	
		ICT土工の活用	施工に際して、工事範囲の全部又は一部にICT土工を活用する	1	
			上記以外	0	
生産性向上技術の活用	施工に際して、工事範囲の全部又は一部に生産性向上(省力化)に繋がる技術を活用する	1			
	上記以外	0			
小計				34	
付加点		①技術評価点1位が2者以上の場合の場合、最も優位な入札者に対して付与する点数		0.5	
		②技術評価点1位の者が1者でかつ技術評価点1位の者と2位の者との技術評価点差が0.5点未満の場合、技術評価点1位の者に付与する点数		0.01~0.49	
合計				34.5 または 34.01~34.49	

※「ICT土工の活用」についての技術提案は、契約後に施工計画等の条件が確定した段階で新単価等の手続きを行うものとします。

したがって、当初入札価格には、これらの施工費は含めないものとします。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

調査等業務の総合評価落札方式の改定について

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が契約制限価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とします。

評価値 ≪加算方式≫

= 価格評価点(100点)+技術評価点(200~400点)

$$X_0 \leq X$$

$$y = -\frac{(X-X_0)^2}{2(100-X_0)} + 100$$

$$X_0 > X \geq 65\%$$

$$y = \frac{100}{(X_0-65)} \times (X-65)$$

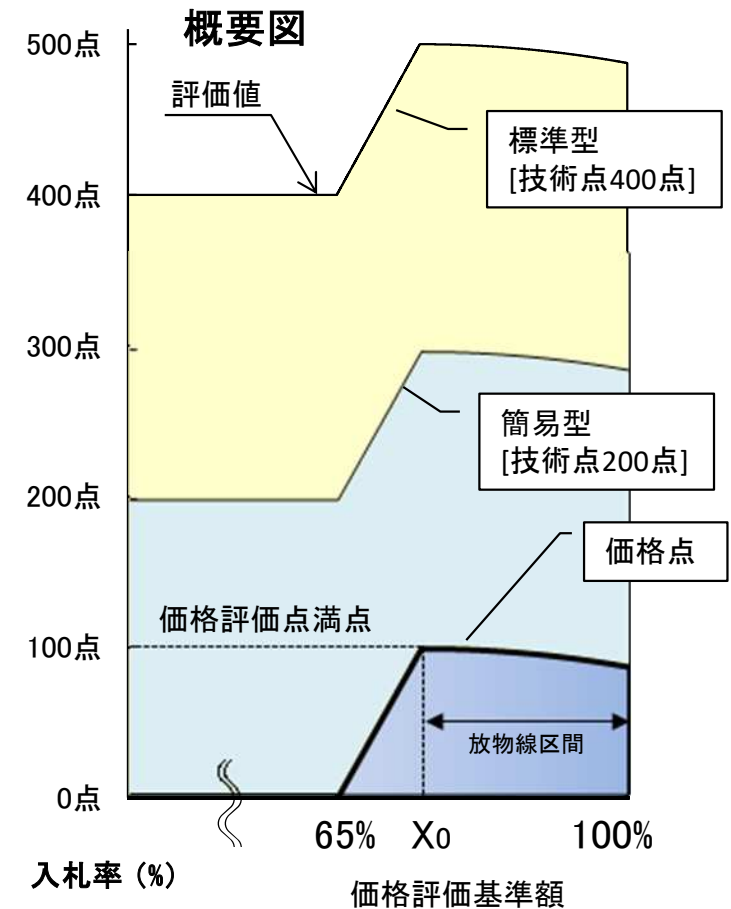
$$X < 65\%$$

$$y = 0$$

$$X: \text{入札率}(\%) \quad y: \text{価格評価点} \quad X_0: \frac{\text{価格評価基準額}}{\text{契約制限価格(税抜)}} \times 100$$

(参考) 価格評価基準額 ※青字は算出結果の一例

業種区分	価格評価基準額算定	
測量業務等	①直接費+②諸経費×0.50	約80%
土質地質調査等	①直接費(直接調査費)+②直接費(間接調査費)×0.9 +③技術業務費×0.8+④諸経費×0.50	約82%
設計業務	①技術業務直接人件費+②技術業務直接経費+③その他原価×0.9 +④一般管理費等×0.50	約80%
建築設計	①直接人件費+②特別経費+③技術料等経費×0.6+④諸経費×0.6	約77%
補償関係 コンサルタント業務	①直接人件費+②直接経費+③その他原価×0.9 +④一般管理費等×0.50	約80%



- 技術評価点 (技術評価点と価格評価点)
- 簡易型
技術評価点: 価格評価点 = 200点 : 100点
- 標準型
技術評価点: 価格評価点 = 400点 : 100点

調査等業務の総合評価落札方式の改定について

(1) 調査等業務の総合評価落札方式の主な改定内容

- 業務実施体制の評価項目を追加(R7.4～)
若手技術者又は女性技術者の配置について評価します。
- 企業としての就労環境整備への取組みの一部を評価に追加(R7.4～)
くるみん及びプラチナくるみんに加え、トライくるみんの取得においても評価します。

追加した評価項目の評価方法例について次頁のとおりです。

調査等業務の総合評価落札方式の改定について

(1) 調査等業務の総合評価落札方式の主な改定内容(評価方法例)

＜若手又は女性技術者の配置について【業務実施体制】(R7.4～)＞

業務の実施にあたり、若手又は女性技術者を配置する場合に評価します。

- ▶若手技術者は参加表明書提出期限時に35歳以下とします。女性技術者は年齢を問いません。
- ▶若手または女性技術者は、参加表明書提出期限時において、技術職として業務実務経験5年以上(民間業務でも可、同種業務等でなくても可)を有するものとします。
- ▶若手または女性技術者を記載するのは、技術職のみとし、事務職にて配置する者は除きます。
- ▶若手または女性技術者を配置する場合は、契約後、作業計画書等の業務組織表に記載するとともに、若手または女性技術者を確認できる資格証明書(資格取得時期)又は会社が証明する業務経歴等、技術者として業務実務経験5年以上の確認ができるものを添付するものとします。
- ▶配置期間は、履行期間のうち1年以上配置できる者でなければなりません。なお、履行期間が1年未満の場合は、当初契約の履行期間×0.7の間以上配置できる者でなければなりません。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

調査等業務の総合評価落札方式の改定について

(1) 調査等業務の総合評価落札方式の主な改定内容(評価方法例)

<就労環境整備の取組みについて【働き方改革への取組み】(R7.4~)>

トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし又はユースエールの取得の有無について評価します。

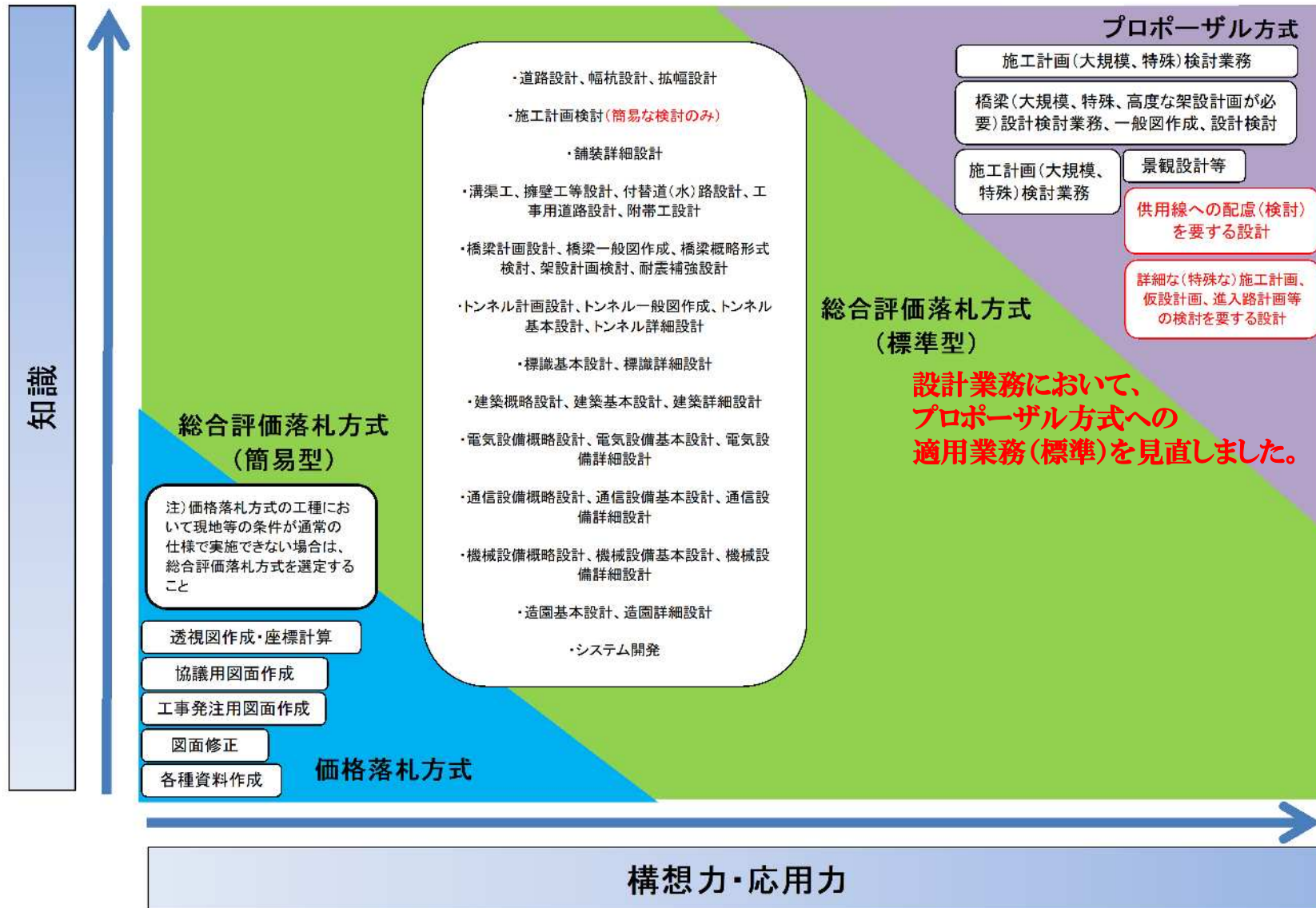
トライくるみん	認証を取得している ・ 取得していない
くるみん	認証を取得している ・ 取得していない
プラチナくるみん	認証を取得している ・ 取得していない
えるぼしの1段階目	認証を取得している ・ 取得していない
えるぼしの2段階目	認証を取得している ・ 取得していない
えるぼしの3段階目	認証を取得している ・ 取得していない
プラチナえるぼし	認証を取得している ・ 取得していない
ユースエール	認証を取得している ・ 取得していない

- ▶本店あるいは本社機能を有する事業主が資格を有していれば評価します。
- ▶参加表明書提出日の時点で有効であるものとします。
- ▶上記7つの内容のうち、いずれか1つが証明できればよい。(累計評価はしません)
- ▶共同企業体での申請の場合、いずれかの構成員が認証を取得していればよい。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

調査等業務の総合評価落札方式の改定について

(2) 調査等業務の新たな分類(標準)



1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

施工管理業務の改善に関する取組みについて

■ 契約方法の変更

《従前》

標準プロポーザル方式



《変更（H29.8～）》

公募型プロポーザル方式

- 従前は、当社が指名した者が提案する配置予定の管理技術者を評価する方式としていましたが、改正後は、配置予定技術者に加え、企業としての施工体制、支援体制等を技術提案として評価する「公募型プロポーザル方式」に変更しました。
- 業務の履行内容について評価するため、管理員の体制、特に担い手(若手)の育成についても評価することとしました。

■ 管理員資格の変更

管理員資格を緩和しました（H31.4～新規公告業務）⇒ 公的資格の全面的な活用導入へ移行

- 業務経験を廃止（一部の管理員を除く）し、資格要件ごとに必要な公的資格を規定

《管理員の資格要件〔土木職の場合〕》

- ・管理員Ⅰ：技術士、RCCM、土木学会(上級技術者以上)、1級土木施工管理技士
- ・管理員Ⅱ：土木学会（1級技術者）
- ・管理員Ⅲ：土木学会（2級技術者）、1級土木施工管理技士補、
2級土木施工管理技士、技術士補

なお、管理員Ⅰには管理技術者の実務経験、管理技術者には管理員として1年以上の実務経験を求める

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

施工管理業務の改善に関する取組みについて

■ 年度公表について

見通し公表にて、年間の発注計画を公表しています。(4月・7月・10月・1月)

10月・1月においては、翌年度上半期分の工事及び調査等の情報を概略で公表します。

- 入札参加者の管理員の担い手の確保・育成に向けて、中期的な人員確保及び入札参加のための配置計画の見直しや配置予定者の準備期間の確保に寄与できます。

■ 今後の業務規模の公表について

施工管理業務の担い手の確保に向けて、当社が想定する管理員の歩掛り(計画)をHPで公表することとしました(概ね四半期毎)。(H29.11~)

施工管理業務の公表対象範囲を、当該年度及び翌年度から、翌3年度分(翌4年度以降は随意契約予定の有無)まで拡大しました(R6.1~)

なお、既契約業務、未発注業務についても、四半期毎の最大の歩掛り(計画)であり、事業進捗により見直しを行う場合があります。新規発注業務の詳細については、発注見通し及び入札公告(公募)資料によりご確認ください。

■ 諸経費率の見直し

- 業務内容として積算支援業務を含んでおり、受注会社に高い技術力を求めています。

その他原価率(α値) 30% ⇒ 35%に変更しました。(H30.3~)

- 管理員補助について、管理員と同様な業務を実施していることを確認。

その他原価率(α値) 25% ⇒ 35%に変更しました(R3.4~)

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

施工管理業務の改善に関する取組みについて

■ 管理技術者単価の廃止(H31.4～新規公告業務)

- 管理員資格の緩和に伴い管理技術者単価を廃止し、今後は、管理技術者の資格要件である管理員Ⅰもしくは管理員Ⅱの格に応じた単価に見直し

■ 管理員補助の設定について

- 管理員不足を補うことを目的に、管理員の補助を行う「管理員補助」の要件を新たに設定し、管理員資格(Ⅰ～Ⅲ)を保有しない技術者を弾力的に配置できるような制度を導入します。管理員補助の計上は、当初発注時又は随意契約時における入札者の配置計画を基に配置を決定し、適切に費用を計上します。(H30.7～)

※単価は、NEXCO西日本のHPにて閲覧できます。

※管理員補助の要件…2級土木施工管理技術検定の指定学科を卒業した者又は、指定学科以外を卒業した者で実務経験12ヶ月以上を有するものとします。(R6.2以降、12ヶ月へ改正)
(年齢は規定しません。)(1ヶ月あたり1人を上限とします。)

■ CADオペレータの設定について

- 書類作成等の補助等を補うことを目的に、CADオペレータの配置を可能とします。CADオペレータの計上は、当初発注時又は随意契約時における入札者の配置計画を基に配置を決定し、適切に費用を計上します。(R6.2～)

※単価は、NEXCO西日本のHPにて閲覧できます。

※1ヶ月あたり1人を上限とします。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

施工管理業務の改善に関する取組みについて

■ 業務実施体制を参考にした契約について

- 技術的難易度の高い業務であるため、入札者に業務実施体制の提出を求め、当社が妥当と判断した場合は、**入札者が必要とする歩掛を積算に反映**します。(H29.4～)

《業務実施体制の提出》

- 入札参加者の配置人数
- ・格（管理員Ⅱ又は管理員Ⅲ）

《契約》

提出された業務実施体制とNEXCOの標準的な配置等を比較検討し契約制限価格を決定

● 例

【業務実施体制】



【標準】



比較検討



【契約制限価格に反映】



■ 早期着手方式の導入について

- 当初契約において、**業務の始期を任意に設定できる期間（最大4ヶ月）**を設ける場合があります。
早期着手とする**業務実施体制に必要な歩掛は、積算に適切に反映**します。(H30.7～)

他業務



当該業務

(発注時予定)

早期着手期間

▼ 業務開始期限

▼ 契約日

▼ 始期日

(実契約)

契約工期

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

施工管理業務の改善に関する取組みについて

■ 「業務管理・工事管理の手引き」の制定及び改定

- 施工(調査等)管理業務の実施にあたり、習得すべき内容を取りまとめた「業務管理・工事管理の手引き」を制定しました。(R4.4～)
- 工事現場を円滑に進捗させるための過去の経験やノウハウを手引きとして取りまとめた「施工管理方法」を制定しました。(R7.3～)

「業務管理・工事管理の手引き」の記載内容

I 一般編

- 第1章 施工管理業務の位置づけ
- 第2章 施工管理業務の契約手続き及び改善等
- 第3章 施工管理業務の契約上の留意点
- 第4章 施工管理業務の履行に必要な各種基準・要領

II 施工管理業務編

- 第1章 調査設計業務の発注及び管理
- 第2章 設計協議補助
- 第3章 工事の発注及び管理
- 第4章 品質・出来形等施工管理基準
- 第5章 施工管理方法(参考)

業務管理・工事管理の手引き

令和7年3月

西日本高速道路(株)

≪掲載場所≫

西日本高速道路(株)HP(企業情報)＞調達・お取引＞基準・要領等
<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/>

多様な入札契約制度に関する取組み

■ 多様な契約方式・落札者の選定方針について

■ 『公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン』

(国土交通省)

品確法の第14条において、
発注者の能力・体制、公共工事の性格、地域の事情等に応じて
多様な契約方式・落札者の選定方法から適切な方法を選択し、
これらの組み合わせによることができることが明記されました。

	(1) 契約方式の選択	(2) 競争参加者の 設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法 の選択	(4) 支払い方式の選択		
概 要	工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式		
	設計・施工一括発注方式		総合評価落札方式	総価契約単価合意方式		
	詳細設計付工事発注方式	指名競争入札			コスト+フィー契約・ オープンブック方式	
	設計段階から施工者が関与する 方式(ECI方式)					技術提案・交渉方式
	維持管理付工事発注方式		段階的選抜方式	単価・数量精算 契約方式		
	包括発注方式					
	複数年契約方式	など				
CM方式	など					
事業推進PPP方式					など	

多様な入札契約制度に関する取組み

■ 新たな入札契約方式・積算方式の導入

(1) 入札前価格見積方式の導入 (H28.4.1～)

新たな技術開発等に伴い、性能規定などの企業のノウハウを含む工事内容や、特殊な施工条件などを契約制限価格に適正に反映させるために、一部の単価項目について、全ての入札参加者から見積もりを徴取して契約制限価格に反映する方式

(2) 概略発注方式の導入 (H28.4.1～)

当初発注時の積算にかかる受発注者の負担軽減を目的に、全体工事費に対する割合が小さい単価項目を、直接工事費に対する一律の割合で積算することを契約図書に明示して発注する方式

(3) 技術選抜見積方式の試行導入 (H28.10.1～)

施工者のノウハウを積極的に導入し、社会的影響を軽減する新たな入札契約方式で、各社独自の高度で専門的なノウハウを提案いただく方式

多様な入札契約制度に関する取組み

■ 新たな入札契約方式・積算方式の導入

(4) 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の導入（H29.10.1～）

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と、高度な技術を反映し工事施工を踏まえた設計の契約を締結するとともに、基本協定を締結し、設計完了後、価格等の交渉が成立した場合に工事契約を行う新たな入札契約方式です。

(5) 継続契約方式の導入（H29.10.1～）

施工条件が同様な工事を繰返し施工する場合に、受注した業者と継続して契約を行うことを条件として工事契約を行う新たな入札契約方式です。

(6) ≪調査等≫設計業務（総合技術監理型）の導入（H30.4.1～）

更なる耐震補強の設計を発注するにあたり、短期間に膨大な量の設計業務を円滑に施行する必要が発生しています。業務全体を統括する総合技術監理業務と複数の設計業務を一会社に契約し、発注者側の業務のマネジメントの一部を設計会社で実施する新たな入札契約方式です。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

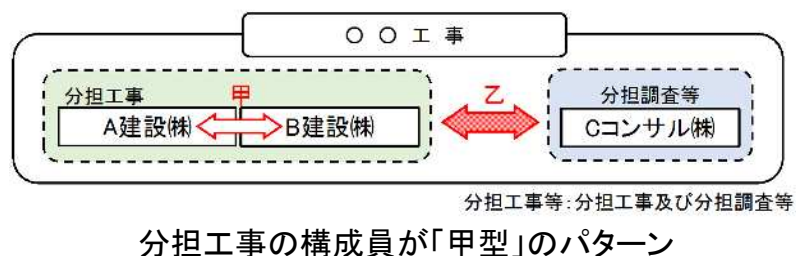
多様な入札契約制度に関する取組み

■ 新たな入札契約方式・積算方式の導入

(7) 設計及び建設工事共同企業体制度の導入 (R3.4.1~)

技術提案・交渉方式の対象となる工事において、単体企業及び工事会社のみで構成する共同企業体に加え、**設計及び建設工事共同企業体での参加**ができます。

【構成イメージ】 ※WTO基準額以上50億円未満の場合



(8) ≪調査等≫調査等業務に共同企業体制度を導入 (H30.6~)

規模の大きな設計業務においては、**調査等の共同企業体の制度導入**により複数者で分担して設計を実施することができます。

(9) ≪調査等≫調査等業務の単価契約 (R5.11~、R7.4~見直し)

工事の変更等の補助業務のうち、**発注者が行う図面作成や図面修正等**など、年間を通じて実施するため、**単価契約の業務で簡易な設計等も含めて実施**します。
また、令和7年度以降は、**全体スライドを導入し、複数年契約を可能**とします。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

多様な入札契約制度に関する取組み

◆ 入札契約方式の選定の考え方（工事） （凡例：△:一部可能, ○・◎:対応が可能なもの）
 発注ロットや工事の技術的難易度により最適な入札契約方式を下表より選定します。

重視項目	各契約方式					
	① 既存の 発注方式	② 入札前価格 見積方式	③ 概略発注方 式	④ 技術選抜 見積方式	⑤ 技術提案・ 交渉方式 <small>（設計交渉・施工タイプ）</small>	⑥ 継続契約 方式
	標準	標準	標準	高度（中）	高度（大）	標準
適正な契約制限価格の設定 <small>（多様な現場の環境を反映した）</small>	○	◎	○	◎	◎	○
大規模・多工種への対応	△	△	△	○	◎	△
お客様・周辺環境への負荷の低減	△	△	△	○	◎	○
技術力の価格への反映	△	○	△	○	◎	○
高耐久・維持管理性の追求	△	△	△	○	◎	○
受発注者の業務軽減	△	△	○	△	△	◎
適用工事	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土排水対策工事 ・アンカー増打ち工事など 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設機器製作主体工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・床版取替工事など 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定更新等工事など 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな技術を必要とする工事 ・実績のない大規模工事等 	<ul style="list-style-type: none"> ・反復的作業を繰り返す工事 <small>（床版取替、耐震補強など）</small>

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(1) 「入札前価格見積方式」を行います。 (H28.4～)

《試行導入の目的》

- ・市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定（品確法）
- ・担い手の長期的な育成のための適正な利潤の確保（品確法）

概 要

- ・入札参加者から一部の材料及び材工等の見積りを徴収します。

対 象

- ・性能規定で定められる単価（企業のノウハウなど）
- ・積算基準等が整備されていない単価（特殊な施工条件のものも含む）

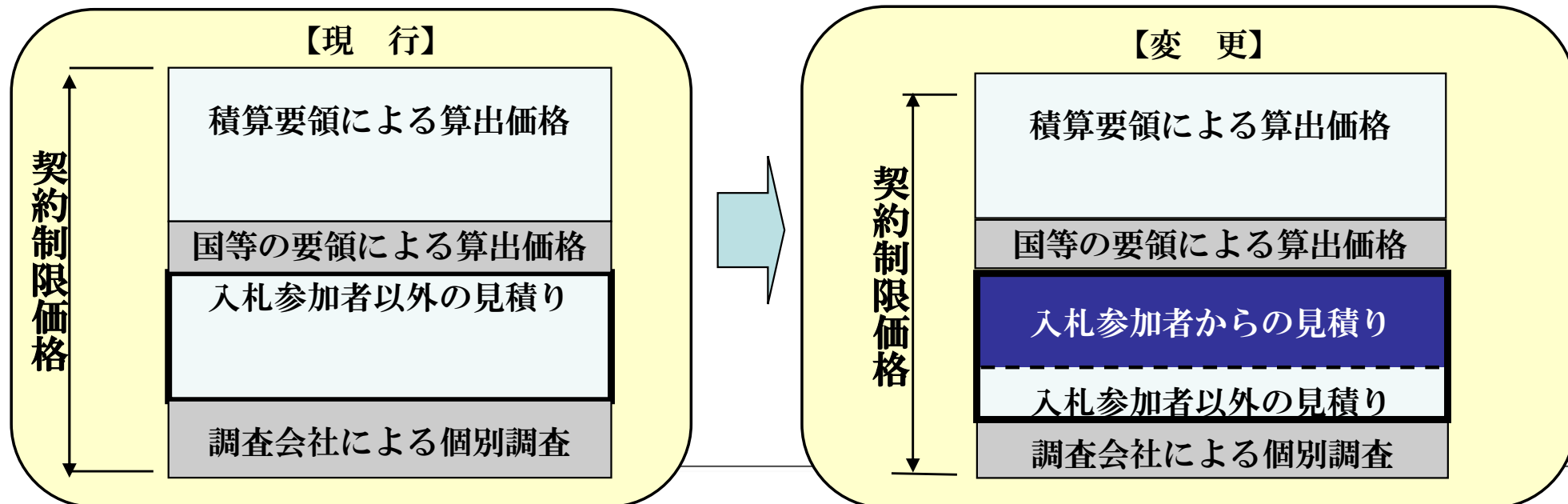
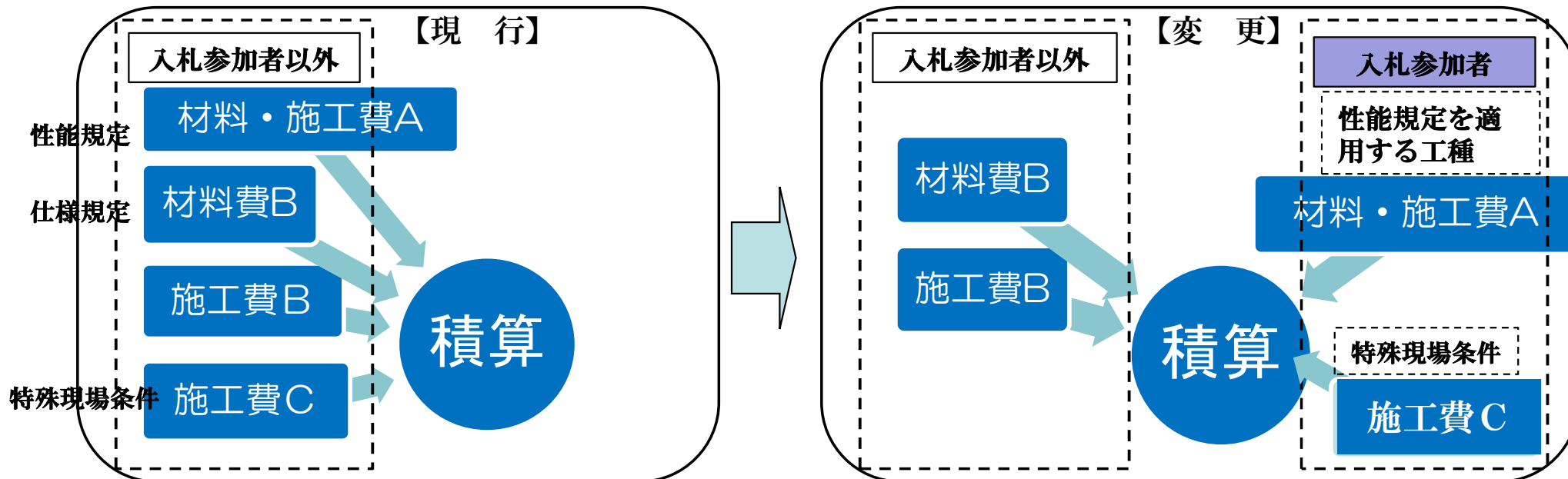
期 待 効 果

- ・合理的かつ、適切な契約制限価格の算出
- ・工事目的物のコスト削減が図れる材料等、企業技術を最大限生かす工事の実施が見込まれます。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(1) 「入札前価格見積方式」を行います。(H28.4~)

性能規定や特殊な現場条件等に伴う工種 material 費や施工費等を入札参加者から見積りを徴収



1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(2) 「概略発注方式」を行います。 (H28.4～)

《試行導入の目的》

- ・発注事務に関する社員のマンパワー不足の改善

概要

- ・当該工事の主たる目的物ではなく、全体工事費に占める金額の割合が小さい単価項目は、直接工事費に対する率計上にて算出し、契約制限価格とします。
- ・率計上にて1式契約した単価は、契約後、現地調査し条件が確定した段階で、新単価を決定し、契約変更します。

対象

- ・率計上の対象とする単価項目の合計が、直接工事費に占める金額の割合が2割未満であること
- ・当該工事の主たる目的物工事費でないこと
- ・割掛工事費の対象とならない項目であること

期待効果

- ・受発注者共に、積算の手間がかかる項目について、当初積算が簡略化されます。
- ・受発注者双方の業務の省力化が図れます。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(2) 「概略発注方式」を行います。 (H28.4~)

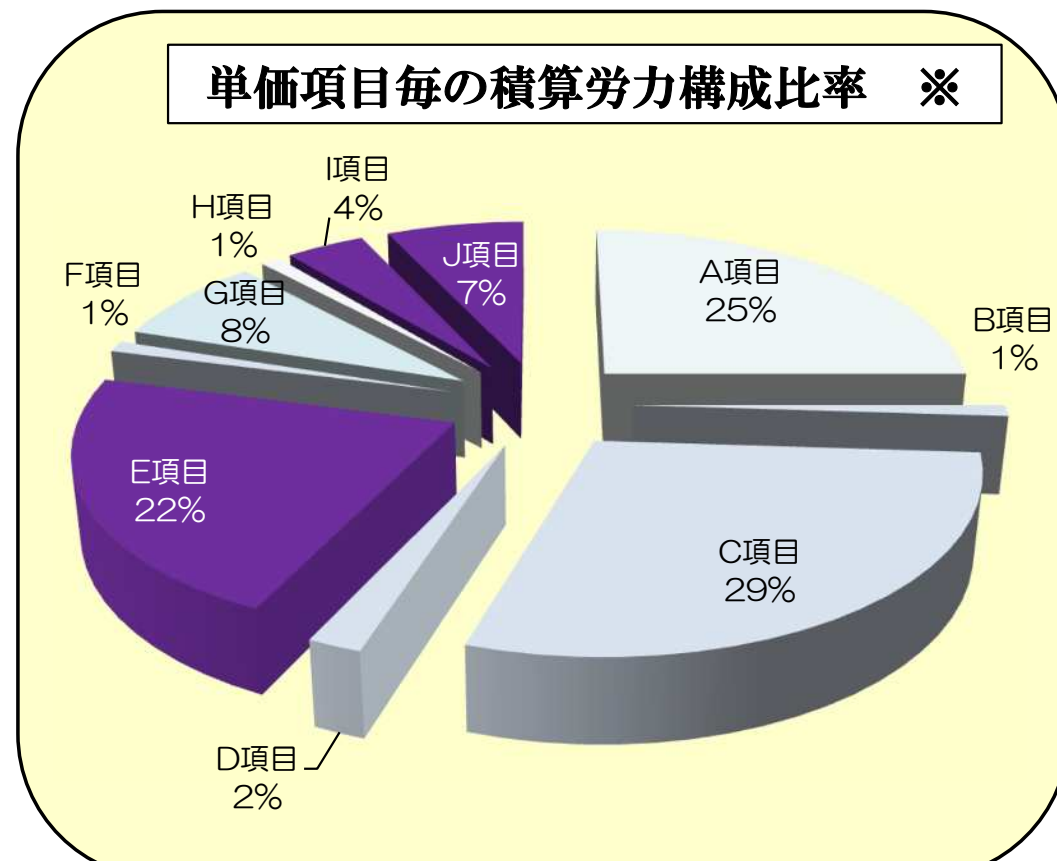
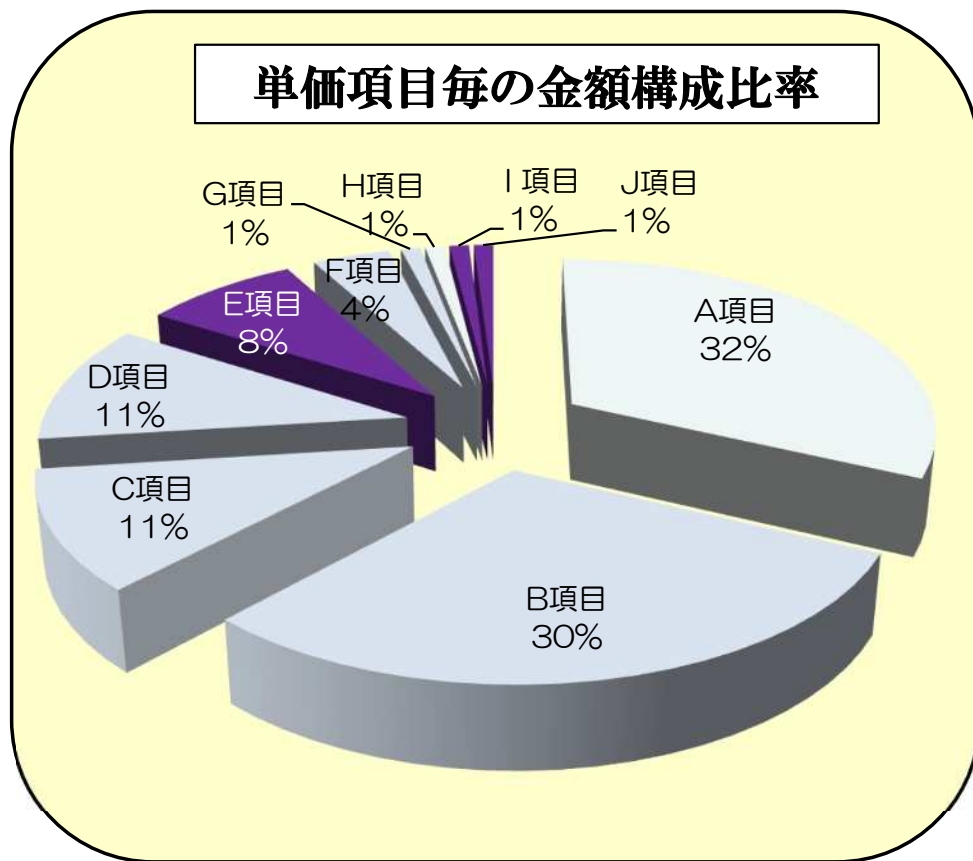
単価項目毎の金額構成比率 : E、I、J項目 の全体工事費に対する構成比率 10%
単価項目毎の積算労力構成比率 : E、I、J項目 の全体積算労力に対する構成比率 33%

工事費に対する率で計上を行う一例 ⇒ E、I、J項目 (紫着色部)



【例】

当初の積算に要する労力の約3割を簡略化

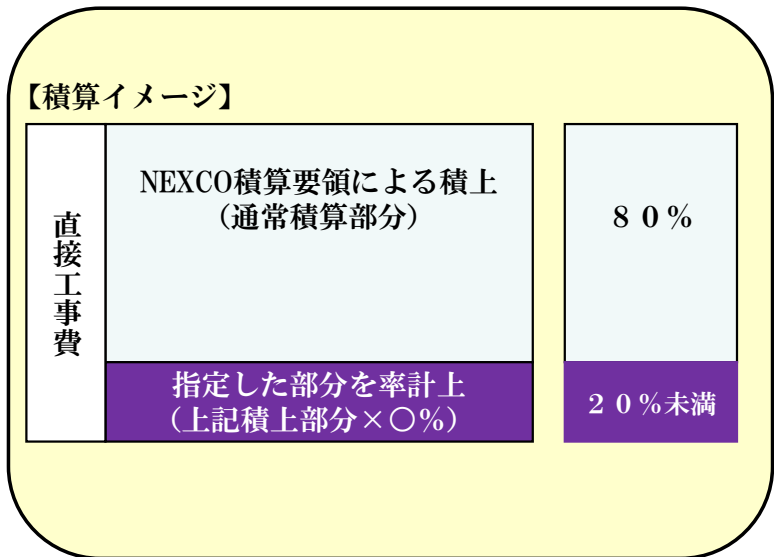


※ 積算労力構成比率は全体の小代価数に対する単価項目毎の小代価数の比率で算出

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(2) 「概略発注方式」を行います。(H28.4~)

- 設計図書にて、**率計上項目と率を明記**（入札参加者は必ず明記された率にて算出）
- 当初率計上にて契約したものは、現場条件が確定した時に新単価を決定します。
新単価については、**契約した金額を上限とすることなく**、適正な価格にて決定します。



《通常の場合》

番号	単価項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	コンクリート	1,000	m3	20,000	20,000,000	
2	型枠	1,000	m2	6,000	6,000,000	
3	鉄筋	1	t	200,000	200,000	
4	視線誘導標撤去設置工	38	箇所	1,200	45,600	
5	距離標撤去設置工	30	箇所	1,080	32,400	
6	遮音壁撤去設置工	190	箇所	12,000	2,280,000	

《概略発注方式の場合》

番号	単価項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	コンクリート	1,000	m3	20,000	20,000,000	
2	型枠	1,000	m2	6,000	6,000,000	
3	鉄筋	1	t	200,000	200,000	
4	概略発注に関する事項	1	式	2,358,000	2,358,000	※

※ 番号1、2、3の合計金額に対して9%

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(3) 「技術選抜見積方式」を行います。(H28.10～)

■ 契約における基本的な考え方

技術選抜見積方式の入札契約方式については、多様な契約方式・落札者の選定方法から適切な方法を選択し組合せることにより、各社独自の高度で専門的なノウハウを提案いただく入札契約方式です。

※ 『公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン』 (国土交通省 H27.5公表)

品確法の改正 (H26.6) により新たに第14条において、“発注者の能力・体制、公共工事の性格、地域の事情等に応じて 多様な契約方式・落札者の選定方法から適切な方法を選択し、この組み合わせによることができる”ことが明記されました。

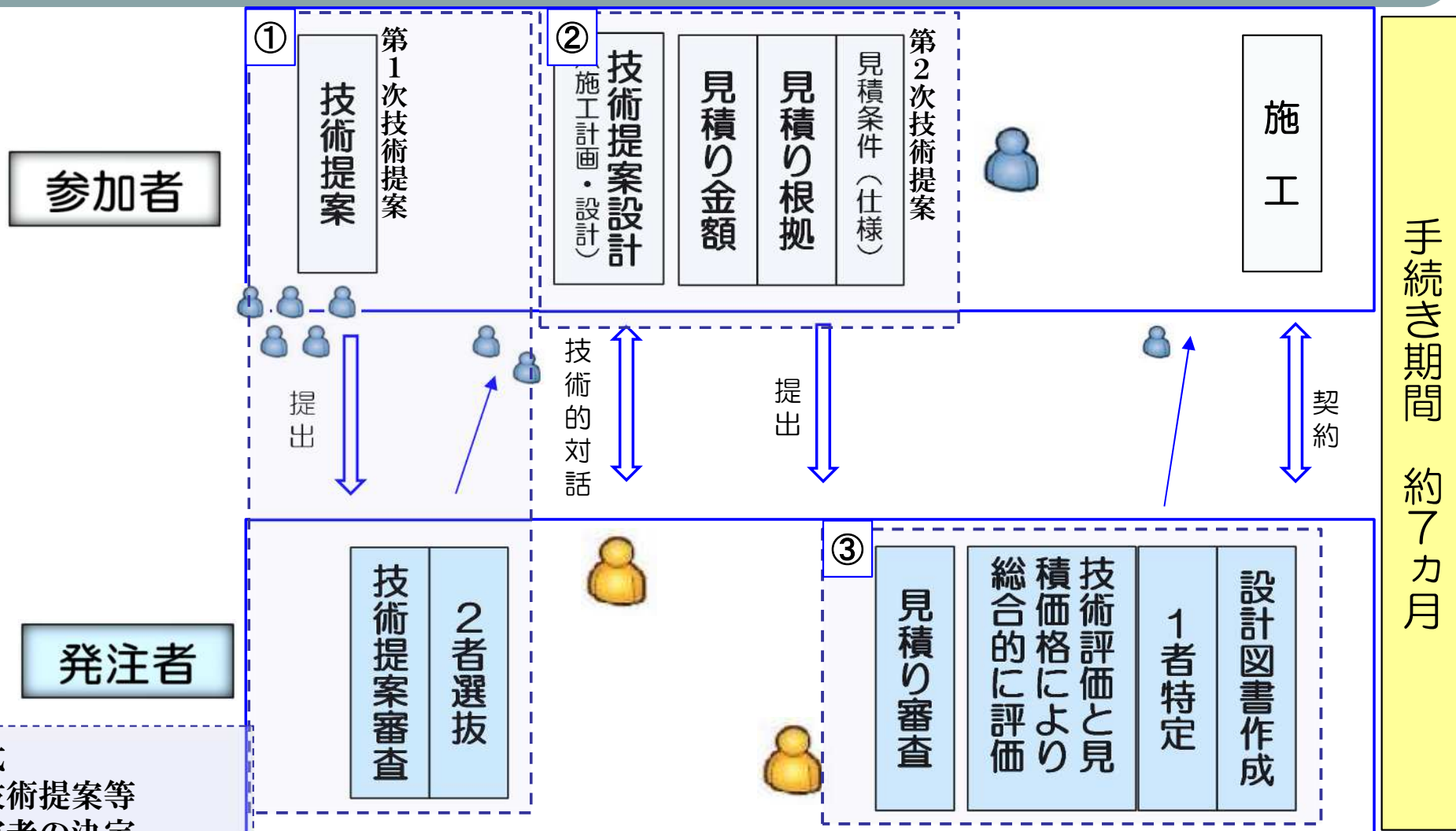
	(1) 契約方式の選択	(2) 落札者の選定方法の選択	(3) 支払い方式の選択
概要	工事の施工のみを発注する方式	価格競争方式	総価請負契約方式
	設計・施工一括発注方式		
	<u>詳細設計付工事発注方式</u>	<u>総合評価落札方式</u>	<u>総価契約単価合意方式</u>
	設計段階から施工者が関与する方式 (ECI方式)		
	維持管理付工事発注方式	技術提案・交渉方式	コスト+フィー契約・オープンブック方式
	包括発注方式		
	複数年契約方式	<u>段階的選抜方式</u>	単価・数量精算契約方式
	CM方式		
事業推進PPP方式	など	など	

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(3) 「技術選抜見積方式」を行います。(H28.10～)

■ 契約手続きの全体概要

第1次技術提案により技術評価点の高い者を2者選抜
選抜した者から、第2次技術提案（技術提案設計（施工計画・設計）及び見積り等）の
技術評価点と見積価格にて契約者を決定。【技術選抜方式+入札参加者による技術提案】



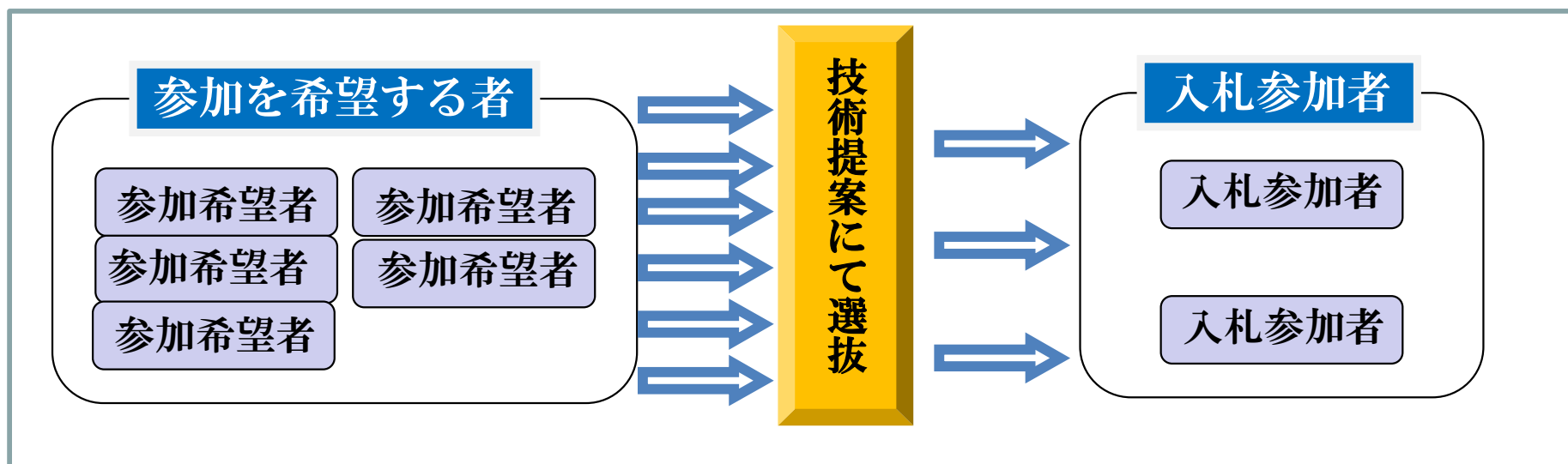
- ①選抜方式
- ②第2次技術提案等
- ③落札予定者の決定

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(3) 「技術選抜見積方式」を行います。(H28.10～)

■ ①選抜方式

競争参加者の選抜方法として、一般競争入札方式にて入札参加者を募り、技術提案書を提出していただき、**技術点の高い者を2者選抜**。

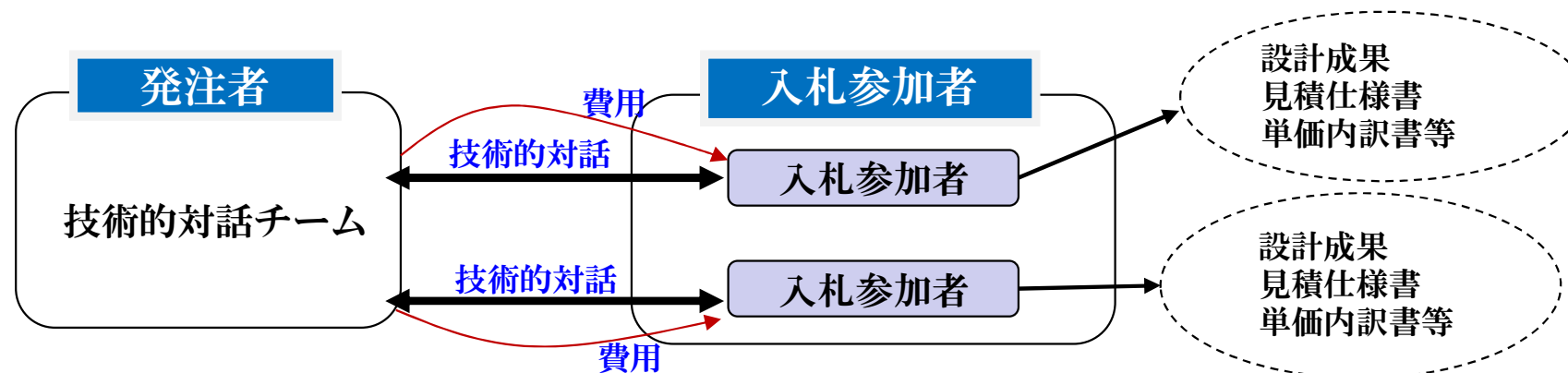


1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(3) 「技術選抜見積方式」を行います。 (H28.10～)

■ ②第2次技術提案等

入札公告では、求める技術提案の発注図面は標準図相当のみとし、選抜された競争参加者(2者)において**技術提案設計(施工計画・設計)等を実施。**



●第2次技術提案

- 社会的影響の軽減等を図るため、入札参加者のノウハウを積極的に導入した、技術提案設計(施工計画・設計)、工事費見積り及び条件(仕様)作成等を行うものです。

●技術的対話

- 入札参加者が提案する技術提案の仕様の確認のため行うものです。
- 技術提案設計(施工計画・設計)、数量算出、設計図面等について入札参加者が発注者への判断又は確認を仰ぐべき事象が発生した場合に行うものです。
- 設計成果の内容の確認のため行うものです。
- 見積り条件(仕様の作成)の確認。見積金額の妥当性確認のため行うものです。

●費用

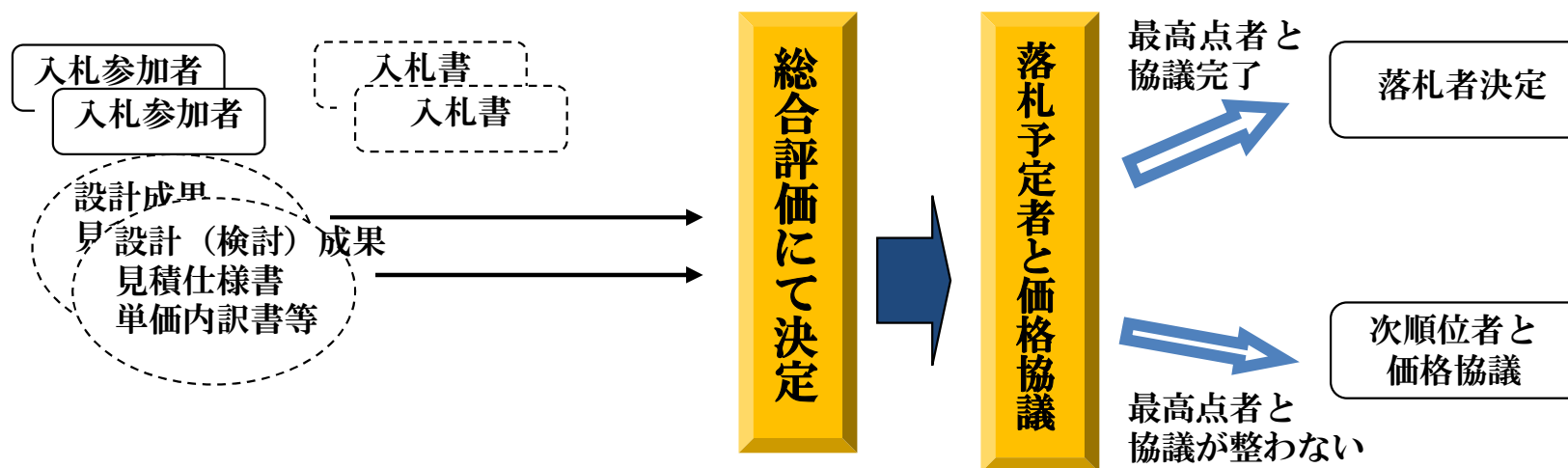
- 第2次技術提案の成果品が妥当と認められた時は、あらかじめ入札説明書に明記した金額を上限として支払います。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(3) 「技術選抜見積方式」を行います。(H28.10～)

③落札予定者の決定方法

技術提案設計（施工計画・設計）成果等に基づく**技術評価点**と、**工事費見積り**により、**総合的に評価**し、落札予定者を1社特定。



●入札書提出

- ・ 直接工事費及び諸経費等、全体工事額の提出です。

●技術評価点と工事費見積りにより総合的に評価

- ・ 技術提案設計（施工計画・設計）成果等と工事費見積りの総合評価（除算式）にて評価値の高いものを落札予定者として特定するものです。

●総合評価の最も高いものと価格協議

- ・ 評価値の最高点者と協議が整わない場合は、次順位と価格協議します。
- ・ 契約制限価格を設定しません。

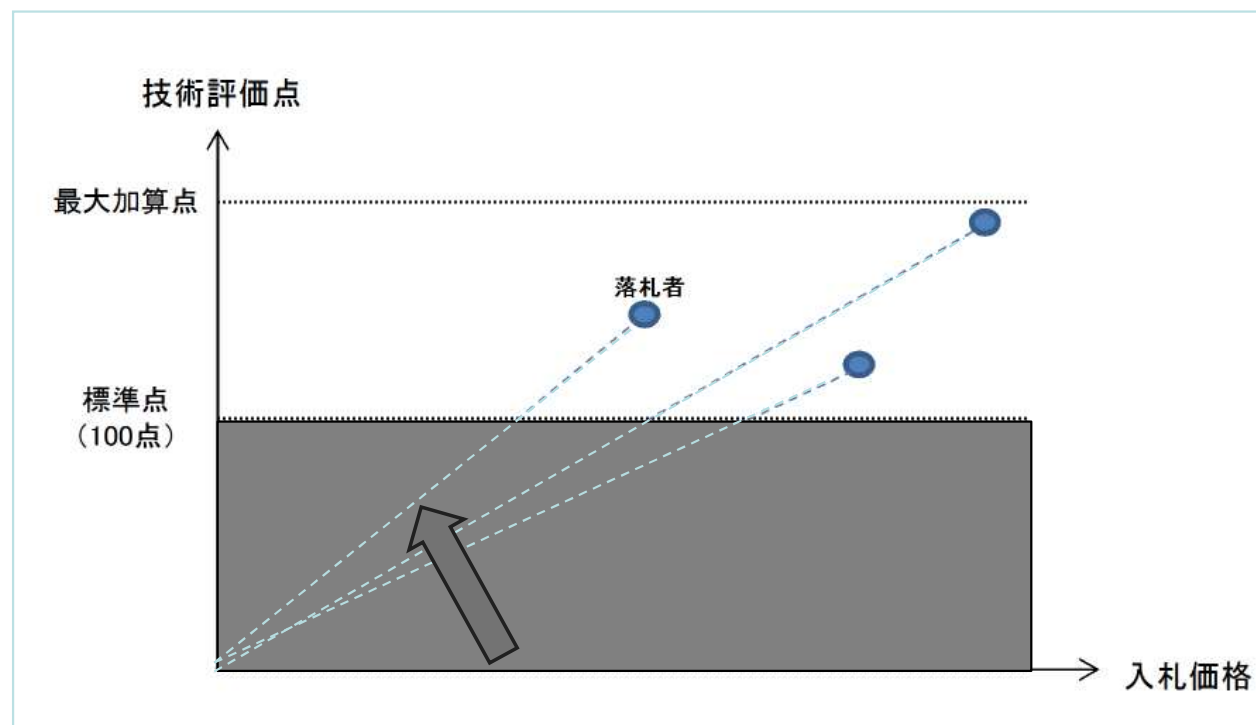
1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(3) 「技術選抜見積方式」を行います。 (H28.10～)

■ 技術評価と価格を総合的に評価

第2次技術提案の技術評価点と見積価格により**総合評価（除算式）**にて**1者特定**。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{見積価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{見積価格}}$$



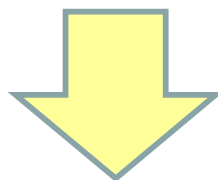
1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(4) 「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」を行います。 (H29.10～)

■ 概要

発注者が最適な仕様を設定できない工事

技術的難易度が高く、通常の工法で施工条件を達成し得ないリスクが大きいことから、発注者側において最適な工法の選定が困難であり、施行者独自の高度で専門的な工法等を活用することが必要な工事



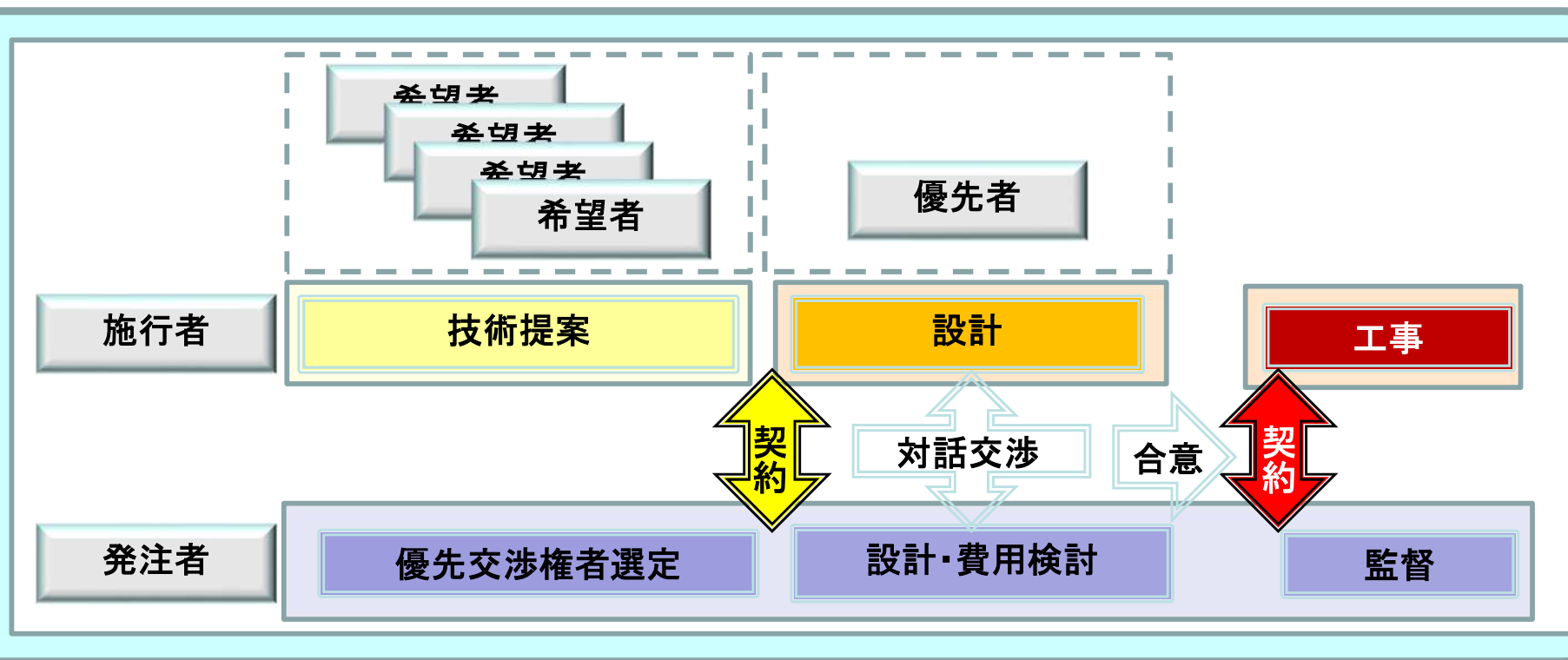
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）を導入します。

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(4) 「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」を行います。 (H29.10～)

■ 契約形態



技術提案に基づき選定された**優先交渉権者**と**設計業務の契約**を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に**工事の契約**を締結する。

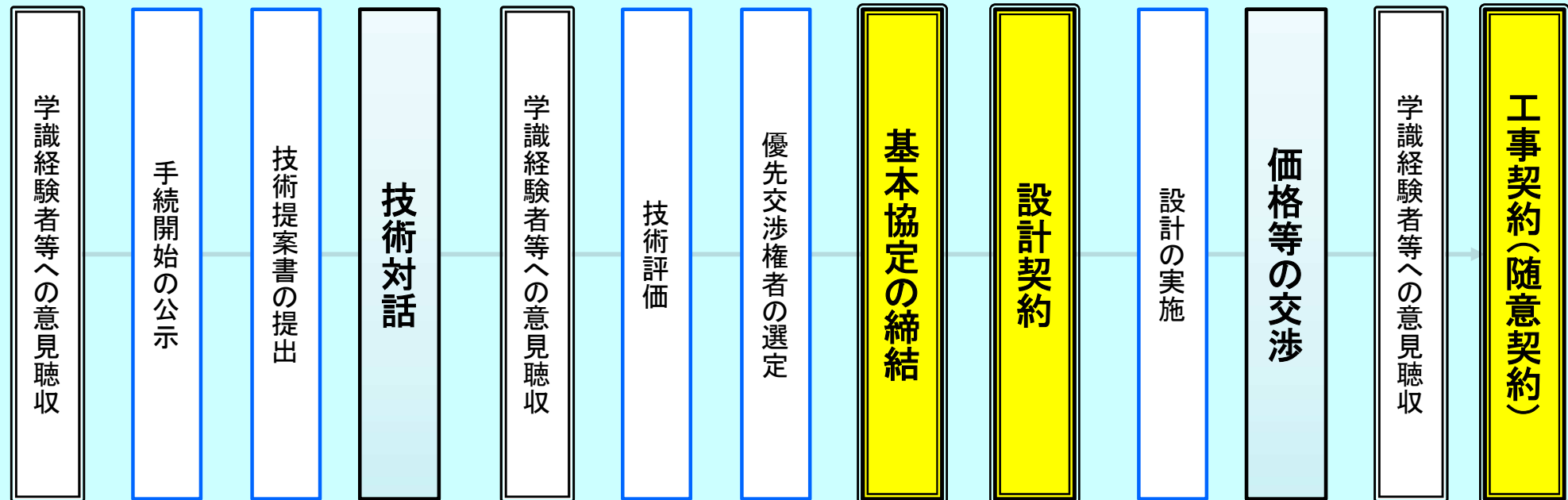
1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(4) 「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」を行います。 (H29.10～)

■ 標準フロー

手続開始の公示後、競争参加者から提出された技術提案に関して技術対話を行い、審査・評価を踏まえて選定された優先交渉権者と設計業務の契約及び工事契約までの手続きを定めた基本協定を締結する。

設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、交渉結果を反映した設計図書に基づき工事の契約を締結する。(工事における随意契約)



1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(5) 「継続契約方式」を行います。 (H29.10～)

■ 目的

西日本高速道路株式会社は、大規模地震を踏まえた耐震補強の早急な対応や高速道路の老朽化に伴う高速道路リニューアルプロジェクト（大規模更新・大規模修繕事業）等を進めています。



今後、数多くの工事を完成させる必要があり、受発注者の業務の効率性、安全性や品質の向上、確実な事業促進を図ることを目的に、継続契約方式を導入します。

■ 概要

継続契約方式とは、施工条件が同様な工事を繰返し施工する場合、当初発注時の受注した業者に後続工事を継続して契約する方式です。

後発工事は、当初発注時（後続発注時）の工事の業績評価（中間評定）等を考慮し、継続して契約を行うか判断します。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(5) 「継続契約方式」を行います。 (H29.10～)

■ 対象工事

対象工事は下記の工種で施工条件が同様な工事を繰り返し施工する工事

- 耐震補強工事 : 橋脚のコンクリート等の巻立や支承取替等
- 高速道路リニューアルプロジェクト : 床版取替工事や盛土切土補強工事等
- その他 : 発注者として必要と判断する工種



耐震補強工事一例



床版取替工事一例

■ 適用範囲

本方式を適用する範囲

- 同じ事務所内を原則とします。
- 同じ路線を原則とします。
- ただし事務所管内で、2つ以上の路線でも同一契約で発注したほうが効率的な場合は2以上の路線で発注する場合があります。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(5) 「継続契約方式」を行います。 (H29.10～)

■ 契約手続き

	初年度	翌年度	翌々年度	備考
当初工事	契約締結	業績評価 (中間評価)	しゅん功評定			
後続工事①		契約締結	業績評価 (中間評価)	しゅん功評定		
後続工事②			契約締結		しゅん功評定	

- 当初発注時に後続工事も含めた施工内容(橋梁名等)、施工範囲を明記します。
- 後続工事の継続の判断は、「業績評価(中間評価)」、「しゅん功評定」のいずれか又は両方を考慮のうえ行います。
- 当初の技術提案内容については、後続工事にも引き継がれます。
- 後続工事にて、開札の結果契約に至らなかった場合は、以降の後続工事を継続して契約することができません。
- WTO政府調達協定の対象の判断については、当初工事及び継続契約する全ての後続工事の合計金額により判断します。また、本方式でWTOの対象工事として発注する場合、競争参加資格を一部緩和します。(※詳細は、次のページをご覧ください)
- 継続して契約するのは、最大2回(3契約)までとします。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(5) 「継続契約方式」を行います。 (H29.10～)

■ 競争参加資格の拡大(WTO対象工事に、Bランクくらいの者が参加可能)

継続契約方式で発注する工事は、後続工事を含めてWTO政府調達協定対象を判断します。したがって、1件あたりの工事は、WTO対象基準額未満の場合があります。
この場合は、WTO対象工事(一般競争入札)として公告しますが、競争参加資格で求める経営事項評価点数を低減し、工事規模に応じて、いわゆるBランクくらいの会社が当該工事に参加できるようにしています。

《WTO対象の継続契約方式で求める経営事項評価点数(低減した点数)》

当初発注の1工事における 工事規模	土木工事	橋梁補修改築工事
10億以上～WTO基準額未満	960点 (概ねAランクくらいの会社を対象)	810点 (PC、鋼上部工の概ねAランク くらいの会社を対象)
10億未満	850点 (概ねBランクくらいの会社を対象)	

《参考・WTO対象の通常工事で求める経営事項評価点数》

工事規模	土木工事	橋梁補修改築工事
WTO基準額以上	1,250点	1,150点

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(6) 《調査等》「設計業務(総合技術監理型)」を行います。(H30.4~)

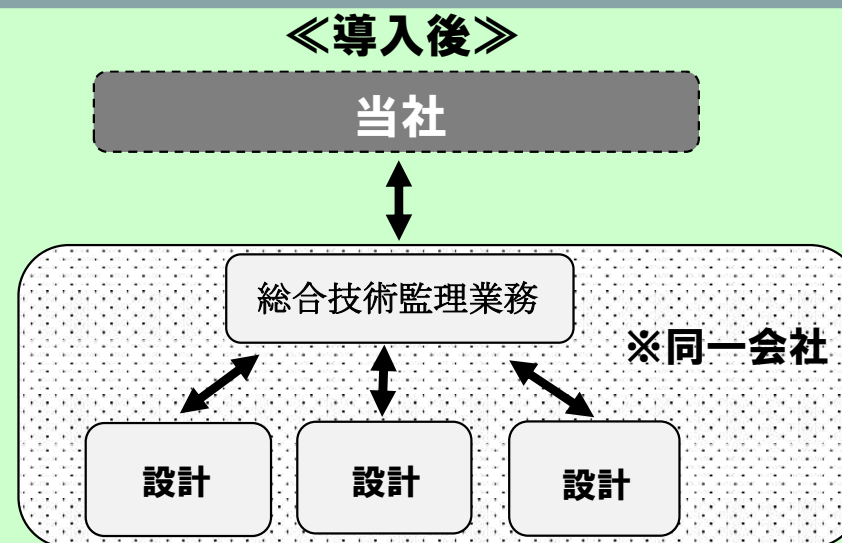
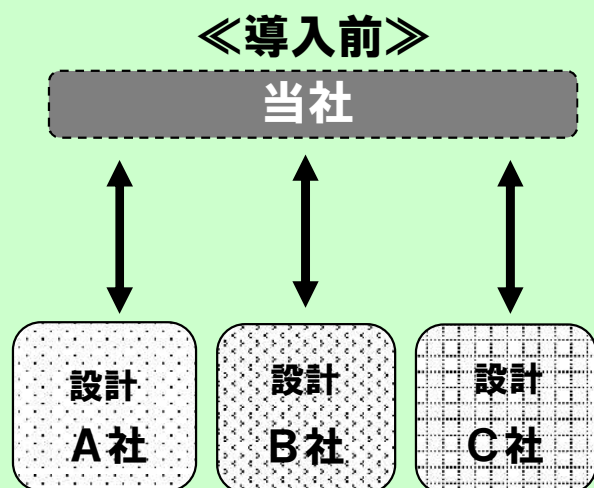
■ 目的と概要

当社では、更なる耐震補強工事を行うための耐震補強設計を発注いたします。
短期間に膨大な量の設計業務を円滑に施行する必要が発生しています。



設計業務 (総合技術監理型) を導入 (H30.4~)

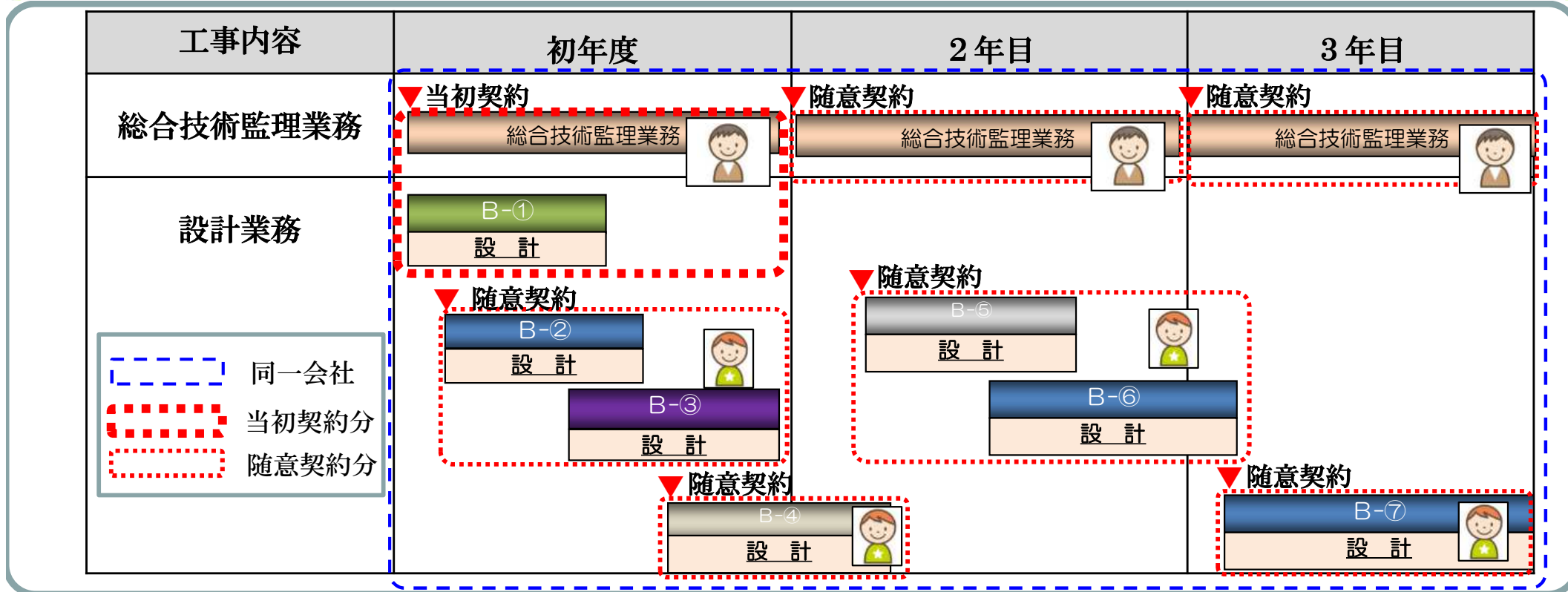
設計業務 (総合技術監理型) とは
業務全体を統括する総合技術監理業務と複数の設計業務を同一会社と契約することにより受発注者の打合せや業務の統一性を図る等の発注者側の業務のマネジメントを実施



1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(6) 《調査等》「設計業務(総合技術監理型)」を行います。(H30.4～)

■ 手続き



- 当初発注時に個別業務(随意契約分)も含め橋梁名称等を明記します。
- 当初発注は、プロポーザル方式を原則とします。
- 当初の技術提案内容については、個別業務にも引き継がれます。
- 設計業務の個別契約の発注ロット・発注単位・工期は、受注者の意向を踏まえ、受発注者で協議し、発注者が決定します。
- 個別業務の管理技術者に求める業務実績は緩和しています。(技術提案として実績は求めません。過去の経験(実績)のみ求めます。弾力的に、若手技術者が配置できます)
- 当初契約日から3年以内に全て完了するものとします。

1. 入札契約制度等の改善に向けた取組み

(6) 《調査等》「設計業務(総合技術監理型)」を行います。(H30.4~)

■ 業務の内容

業務区分	業務内容	備考
総合技術監理業務	<ul style="list-style-type: none">設計業務全体の設計条件及び設計思想の統括及び監理を行う。設計業務全体の設計条件(施工現場条件、工事条件、設計条件、協議条件)及び設計思想について、工事施工及び事業推進を考慮した最適な条件となるよう整理。設計業務の問題等を取りまとめて発注者と打合せを行う。	※副統括管理技術者を配置することができる。
設計業務 (耐震補強)	<ul style="list-style-type: none">全ての対象橋梁において耐震性能照査を実施。耐震性能照査の結果を踏まえ、耐震補強が必要な橋梁を選定。耐震補強が必要な橋梁を対象に耐震補強設計を実施。	

■ 当制度のメリット

- 設計業務の管理技術者に若手技術者を配置することが可能です。
⇒ 当業務を実績として、他業務等の管理技術者として入札参加できます。
- 総合技術監理業務の統括管理技術者の手持ち業務量は、当初の設計業務と全体の統括等に要する費用のみとなります。(随意契約する設計業務は、各々の業務で配置する管理技術者の手持ち業務量となります。)
- 設計業務の個別契約の発注ロット・発注単位・工期は受注者の意向を踏まえ、受発注者で協議します。そのため、受注者の業務量や技術者数等を考慮して社内の計画を立案することができます。
- 当初契約から3年間は安定的な受注が可能です。
- 同様な業務の連続となりますので、翌年度以降の業務等は効率よく業務を遂行することが可能です。

多様な入札契約制度に関する取組み

■ 床版取替工事における共同企業体制度について

- 床版取替工事の本格的な発注を目前としているなか、発注する工事件数に対して施工可能業者件数が少なく、その拡大が喫緊の課題とされています。従いまして、床版取替工事の施工業者の拡大を目的として、床版取替工事において共同企業体の制度を導入しました。（H29.10～）
- 床版取替工事が標準的な技術となってきたため、会社（単体もしくはJV代表者）に求める実績を緩和しました。（H30.7～）

競争参加資格要件(例)

項目		会社に求める要件(例)		技術者に求める要件	備考
工事種別	工種区分	単体もしくは共同企業体の代表者に求める実績	共同企業体の代表者以外に求める実績		
橋梁補修改築工事	床版取替	橋面積〇m ² 以上の道路橋のコンクリート床版の新設または取替を実施した工事	新設橋梁の上部工工事(〇V形式を含む)の施工実績を有する。	会社に求める要件×1/2程度 ※ 当該工事实績のみ求めている価格帯に 関しては技術者についても同様とする	(特に難易度の高い場合を除く)

■調査等における共同企業体の制度について

耐震補強の設計については、主に、設計業務(総合技術監理型)により発注いたします。しかし、規模の大きな設計業務であるため、複数者で分担して実施したいなど、共同企業体の制度の導入が望まれていました。

調査等業務に共同企業体制度を導入

《設計業務(総合技術監理型)の場合(甲型JV)》

- ・ 参加要件は代表者が実績を有することとします。(代表者以外は実績がなくてもよい)
- ・ 統括管理技術者は代表者から選定してください。
- ・ 設計業務(耐震補強)の随意契約では、代表者以外を管理技術者として配置することができます。
- ・ 照査技術者は代表者又は代表者以外(どちらでも可)から1名配置してください。